

Overall Guide to EDINET Taxonomy

EDINET タクソノミ の概要説明

令和 4 年 11 月金融庁 企画市場局 企業開示課

はじめに

『EDINET **タクソノミの概要説明**』(以下「本書」という。)は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(以下「EDINET」という。)に、XBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式で書類を提出するための EDINET タクソノミ及び XBRL 仕様の全体概要及び主要事項を説明するものです。なお、本書中の「EDINET **タクソノミ**」は、平成 25 年度に適用開始したインライン XBRL 方式の EDINET タクソノミを指します。

→ 本書の表記について

本書に記載されている記号には、次のような意味があります。

表示	意味
▲ 注意 設定時に注意が必要な事柄を記載しています。	
参照先 ガイドライン	参照先ガイドラインがある場合に記載しています。

😝 略称

略称については、『EDINET タクソノミ用語集』を参照してください。

- ◆Microsoft、Excel、Windows は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。
- ◆その他、記載されている会社名及び製品名は、各社の登録商標又は商標です。
- ◆本文中では、TM や®は省略しています。
- ◆本文及び添付のデータファイルで題材として使用している個人名、団体名、商品名、ロゴ、連絡先、メールアドレス、場所、出来事等は、全て架空のものです。実在するものとは一切関係ありません。
- ◆本書に掲載されている内容は、令和4年11月現在のもので、予告なく変更される可能性があります。
- ◆本書で公開している情報の利用については、利用規約(https://submit.edinet-fsa.go.jp/EKW00Z0030.html)を遵守して ください。
- ◆本書に記載の会社名及び製品名について、金融庁はそれらの会社、製品等を推奨するものではありません。

Copyright©金融庁 All Rights Reserved.

1. EDINET における XBRL の概要	1
1-1 XBRL とは	2
1-2 タクソノミとは	3
1-2-1 タクソノミの構成	3
1-2-2 提出者別タクソノミ	4
1-3 インスタンスとは	6
1-4 インライン XBRL	7
	9
1-5 ディメンション	10
1-5-1 ディメンションとは	10
1−5−1−1 縦軸又は横軸のディメンション	11
1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション	13
1-5-2 ローカルディメンション	15
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要	15 17 18
	17
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲	17
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲	17 18
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応	17 18 18 22
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 2-1-3 修正国際基準の対応	17 18 18 22 22
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 2-1-3 修正国際基準の対応 2-1-4 米国基準財務諸表の対応	17 18 18 22 22 23
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 2-1-3 修正国際基準の対応 2-1-4 米国基準財務諸表の対応 2-1-5 訂正報告時の提出ファイル	17 18 18 22 22 23
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 2-1-3 修正国際基準の対応 2-1-4 米国基準財務諸表の対応 2-1-5 訂正報告時の提出ファイル 2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領	17 18 18 22 22 23 24
2. EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-1 XBRL 対象範囲 2-1-1 XBRL 対象範囲 2-1-2 IFRS 財務諸表の対応 2-1-3 修正国際基準の対応 2-1-4 米国基準財務諸表の対応 2-1-5 訂正報告時の提出ファイル 2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領 2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式	17 18 18 22 22 23 24 24 24

2-2-1-2 詳細ツリー	28
2-2-1-3 科目一覧ツリー	28
2-2-2 マニフェストファイル 	28
2-2-3 DEI	29
2−3 タクソノミ分割の単位	30
2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位	30
2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位	31
2-3-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位 	32
2-3-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位	32
2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位 	33
2-3-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位 	33
2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位	33
2-2-1-3 科目一覧ツリー 2-2-2 マニフェストファイル 2-2-3 DEI 2-3 タクソノミ分割の単位 2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位 2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位 2-3-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位 2-3-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位 2-3-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位	
2−5 詳細タグ付けの範囲及び方針	37
2-5-1 財務諸表本表	37
2-5-2 開示府令	44
2-5-2-1 主要な経営指標等の推移	44
2-5-2-2 従業員の状況(※)	45
2-5-2-3 事業等のリスク	45
2-5-2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(※)	45
2-5-2-5 研究開発活動(※)	46
2-5-2-6 設備投資等の概要(※)	46
2-5-2-7 発行済株式(【株式の総数等】の子目次)(※)	46
2-5-2-8 所有者別状況(※)	46
2-5-2-9 大株主の状況	46
2-5-2-10 発行済株式(【議決権の状況】の子目次)(※)	47
2-5-2-11 自己株式等(※)	47
2-5-2-12 配当政策(※)	47

	2-5-2-13 コーポレート・ガバナンスの概要(※)	48
	2-5-2-14 役員の状況(※)	48
	2-5-2-15 監査の状況(※)	49
	2-5-2-16 役員の報酬等(※)	49
	2-5-2-17 株式の保有状況(※)	49
	2-5-2-18 経理の状況	50
	2-5-2-19 監査報告書	50
	2-5-2-20 新設会社の有価証券届出書	51
2-5-3	日本基準財務諸表	51
	2-5-3-1 財務諸表本表	51
	2-5-3-2 計算リンク	51
	2-5-3-3 財務諸表注記事項	51
	2-5-3-4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針	52
	2-5-3-5 貸借対照表関係	53
	2-5-3-6 損益計算書関係	54
	2-5-3-7 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算	算書関係56
	2-5-3-8 セグメント情報等	57
2-5-4	IFRS 財務諸表	59
	2-5-4-1 拡張リンクロール	59
	2-5-4-2 勘定科目要素の選択	59
	2-5-4-3 財務諸表本表	61
	2-5-4-4 計算リンク	61
	2-5-4-5 セグメント情報	61
	2-5-4-6 棚卸資産	61
	2-5-4-7 有形固定資産	61
	2-5-4-8 のれん及び無形資産	61
	2-5-4-9 営業費用の内訳	62
	2-5-4-10 費用の性質別内訳	62

	2-5-4-11 売上原価の内訳	62
	2-5-4-12 販売費及び一般管理費の内訳	62
	2-5-4-13 その他の収益及びその他の費用	62
	2-5-4-14 金融収益及び金融費用	63
	2-5-4-15 個別開示項目、その他の営業外損益	63
	2-5-4-16 IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出	63
2-5-5	特定有価証券開示府令	63
2-5-6	大量保有府令	63
2-5-7		63
2-5-8		64
	2-5-8-1 金額の記載方法	64
	2-5-8-2 目次のみ記載される場合	64
	2-5-8-3 目次要素を追加した場合	64
	2-5-8-4 タグ付けを要しない記載事項	64
	2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表	65

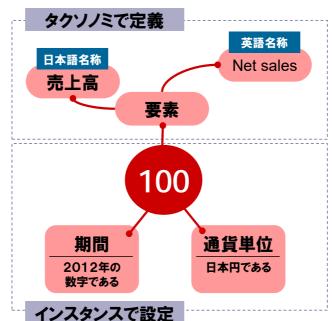
EDINET における XBRL の概要

本章では、EDINET における XBRL の概要について説明します。

1-1 XBRLとは

XBRLは、各種財務報告用の情報を作成、流通及び利用できるように標準化された XML ベースの言語「eXtensible Business Reporting Language」の略です。EDINET では、XBRL を利用して有価証券報告書等の書類を作成し、提出します。

XBRLでは、「**タクソノミ**」及び「**インスタンス**」が必要です。次の図表では、「100」という開示情報とタクソノミ及びインスタンスの関係(イメージ)を表しています。ひも付く要素及び項目(日本語名称、英語名称等)はタクソノミで定義し、期間、通貨単位等はインスタンスで設定します。

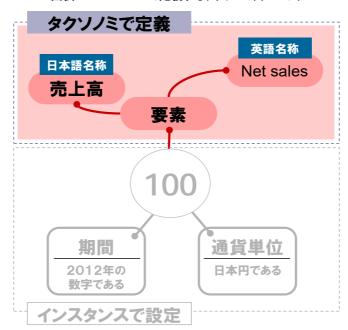


図表 1-1-1 XBRL におけるタクソノミ及びインスタンス(イメージ)

1-2 タクソノミとは

EDINETタクソノミについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。この開示しようとする「100」という情報とひも付ける要素の日本語名称が「売上高」であり、英語名称が「Net Sales」であること等、要素の属性を「タクソノミ」で定義します。標準的なタクソノミは、EDINET から提供されます。この標準的なタクソノミのことを「EDINET タクソノミ」といいます。



図表 1-2-1 XBRL で定義するタクソノミ(イメージ)

1-2-1 タクソノミの構成

EDINET タクソノミの構成について説明します。

EDINET タクソノミは、次の図表のように「内閣府令タクソノミ」、「財務諸表本表タクソノミ」、「国際会計基準タクソノミ」及び「DEI タクソノミ」があります。「内閣府令タクソノミ」は、「2章 EDINET における XBRL 提出書類の概要 2-3 タクソノミ分割の単位」に後述するように複数の単位で分割されています。



図表 1-2-2 EDINET タクソノミの構成(イメージ)

「内閣府令タケソノミ」は、提出書類全体のうち、IFRS 財務諸表(注記事項を含む。 以下同じ。)及び日本基準の財務諸表本表以外に係るタクソノミです。「財務諸表本 表タケソノミ」は日本基準の財務諸表本表に係るタクソノミです。「国際会計基準タケ ソノミ」は、IFRS 財務諸表に係るタクソノミです。「DEI タケソノミ」は、提出書類の 基本情報 (Document Information)及び開示書類等提出者の基本情報 (Entity Information)が格納されているタクソノミです。

各タクソノミは「スキーマファイル」及び「リンクベースファイル」で構成されています。構成要素は、次の図表のとおりです。

図表 1-2-3 タクソノミを構成する各種ファイル(イメージ)

タクソノミ ファイル -----リンクベースファイル スキーマファイル 名称リンク S 語彙スキーマ Label Schema 参照リンク Reference 目次項目アイテムスキーマ **Identification and Ordering** 表示リンク パート要素スキーマ Presentation **Part Element** 定義リンク Rt ロールタイプスキーマ Definition Role Type 計算リンク Calculation 廃止要素スキーマ ジェネリックラベルリンク Deprecated Schema **Generic Label**

参照先ガイドライン

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

1-2-2 提出者別タクソノミ

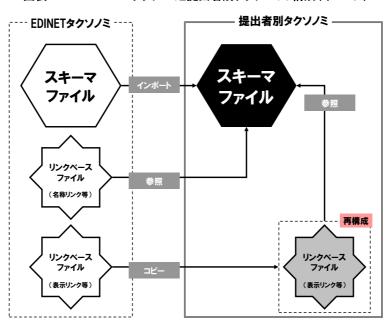
EDINET タクソノミには、各様式の報告に必要な標準的な記載項目が定義されていますが、開示書類等提出者は、提出しようとする提出書類によって、開示に必要な項目を取捨選択したり、必要に応じて適宜追加(拡張)したりできます。この拡張されたタクソノミのことを「提出者別タケソノミ」といいます。

提出者別タクソノミは必ず作成します。EDINET タクソノミを直接修正して提出者別タクソノミを作成することはできません。提出者別タクソノミを作成する際に、次の図表のように、EDINET タクソノミで定義されているスキーマファイルを「インポート」したり、リンクベースファイルを「参照」したりする必要があります。また、リンクベースファイルの必要な部分を「コピー」し、編集して利用することができます。

「**インポート**」とは、EDINET タクソノミのスキーマファイルを提出者別タクソノ ミのスキーマファイルに読み込むことです。

「**参照**」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルを提出者別タクソノ ミのスキーマファイルから参照することです。

「**コピー**」とは、EDINET タクソノミのリンクベースファイルの定義を、提出者 別タクソノミのリンクベースファイルにコピーすることです。



図表 1-2-4 EDINET タクソノミと提出者別タクソノミの構成(イメージ)

1-3 インスタンスとは

XBRL のインスタンスについて説明します。

次の図表にある中央の「100」という情報は開示しようとする情報を表しています。 この開示しようとする「100」という情報には、いつの報告数字なのか、また通貨単位 は日本円なのか米ドルなのか等の情報を含みます。このような期間、通貨単位等は、「イ ンスタンス」で設定します。



図表 1-3-1 XBRL で定義するインスタンス(イメージ)

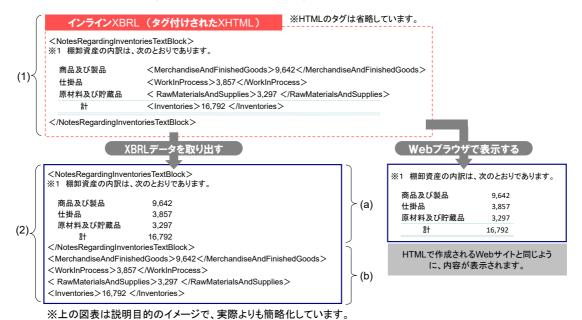
参照先ガイドライン

『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4 インライン XBRL

インライン XBRL は、XBRL インスタンス中で表現する要素を、XHTML ファイルに 直接埋め込むことができるインスタンス形式です。この仕様により作成されるファイル を「インライン XBRL ファイル」といいます。

インライン XBRL は、次の図表にあるように、XHTML のもつ様々な表現力を使い、ブラウザで表示できる一方で、XBRL インスタンス中で表現する要素が XHTML ファイルに埋め込まれているため、XBRL インスタンスへの変換も可能で、XBRL データを利用して分析する場合に容易に利用及び加工できるようになっています。



図表 1-4-1 棚卸資産の内訳に関するタグ付け(イメージ)

解説

- (1)「NotesRegardingInventoriesTextBlock」というテキストブロックで注記事項の全体をタグ付けし、また、内訳(商品及び製品、仕掛品等)の金額及び合計金額を「MerchandiseAndFinishedGoods」、「WorkInProcess」等の詳細タグでタグ付けしています。合計を表す項目の前後に、HTMLで合計線を引くように設定しています。
- (2) インライン XBRL からタグ付けされたデータを取り出した XBRL インスタンスを表しています。

インライン XBRL でタグの中にタグが出現する場合((1)の場合、NotesRegarding-InventoriesTextBlock タグの中に含まれる子要素のこと(例: MerchandiseAnd-FinishedGoods タグ)。)は、子要素のタグ付け情報もインスタンス値として取り出されます。そのため、(a)には NotesRegardingInventoriesTextBlock タグで囲まれた内容が出力され、(b)には MerchandiseAndFinishedGoods タグから Inventories タグまでのそれぞれのタグで囲まれた内容が出力されます。

開示書類等提出者は、提出する書類を作成する際に、インライン XBRL ファイルを作成します。EDINET にインライン XBRL ファイルを提出すると、これを基に XBRL インスタンスファイルが自動作成されます。

EDINET

WHE 書インスタンス -
WHE 書作
WHE
WHE

図表 1-4-2 XBRL インスタンスファイルが作成されるイメージ

インライン XBRL ファイルから XBRL インスタンスファイルに変換する際の数値及び 日付を変換するルールは、「Transformation Rule」を使用します。

次の図表は、インライン XBRL で指定された日付がどのように変換されるかを表しています。Web ブラウザで表示した場合は、インライン XBRL ファイルの値(日付)がそのまま表示されますが、XBRL インスタンスファイルでは、西暦年月日の形式で出力されます。



図表 1-4-3 Transformation Rule の変換イメージ

参照先 ガイドライン

『報告書インスタンス作成ガイドライン』

1-4-1 インライン XBRL のタグ付け方法

インライン XBRL のタグ付け方法は、大きく分けて次の図表のように、包括タグによるタグ付けの方法と詳細タグによるタグ付けの二つの方法があります。

包括タグ 詳細タグ 〈タグ〉 [000] [000] 〈タグ〉〇〇〇 000 </タグ> 000 000 〈タグ〉 XXX 〈タグ〉XXX <タグ> XXX XXX XXX XXX XXX XXX XXX 〈タグ〉 XXX <タグ> XXX <タグ> XXX XXX XXX XXX 〈タグ〉 XXX 〈タグ〉 XXX 〈タグ〉 XXX </タグ> </タグ> </タグ> く/タグ> 様式ツリー 詳細ツリー

図表 1-4-4 タグ付け方法(イメージ)

<包括タグ>

一般的に文章、表等の複数の情報をまとめて囲む場合に用いるタグを包括タグといいます。包括タグは、テキストブロック型の要素です。なお、テキストブロックの粒度には様々なレベルがあり、ある程度詳細なイメージのものもあります。

EDINET タクソノミ関連ガイドラインにおいては、様式ツリーの目次項目の子要素(孫要素及びその配下の要素は含まない。)として定義されるテキストブロックを「様式ツリーの包括タグ」又は単に「包括タグ」と表記し、その他のテキストブロックは「テキストブロック」と表記します。

<詳細タグ>

一般的に詳細な粒度の概念で定義されたタグを詳細タグといいます。文字列、文章、金額、数値等ごとに付けるタグは、詳細タグです。

EDINET タクソノミの詳細ツリーには、テキストブロックのほかに、文字列、文章、金額、数値等を囲むタグが定義されています。

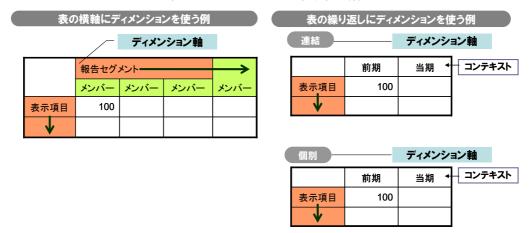
1-5 ディメンション

EDINET タクソノミでは、XBRL で縦と横等の多次元構造を表現するための方法として「ディメンション」という仕様を採用しています。ディメンションで定義する表のパターン、使用される要素及びその設定方法について説明します。

1-5-1 ディメンションとは

ディメンションを用いる箇所では、インスタンス値を「**表示項目**」と「**ディメンション軸**」との組合せによって表現します。ディメンションは、表の横軸又は縦軸を表すものと表の繰り返しを表すものに大別されます。

次の図表にある「報告セグメント」、「連結又は個別」等を定義する軸を「**ディメンション軸**」といい、他方の科目の並びを「**表示項目**」といいます。



図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型

表示項目とディメンション軸との組合せの例は、次の図表のとおりです。

 No
 表示項目
 ディメンション軸

 1 変動要因
 純資産の構成内容

 2 売上高、利益、等
 報告セグメント

 3 所有株式数、割合、等
 大株主

図表 1-5-2 表示項目とディメンション軸との組合せ

1-5-1-1 縦軸又は横軸のディメンション

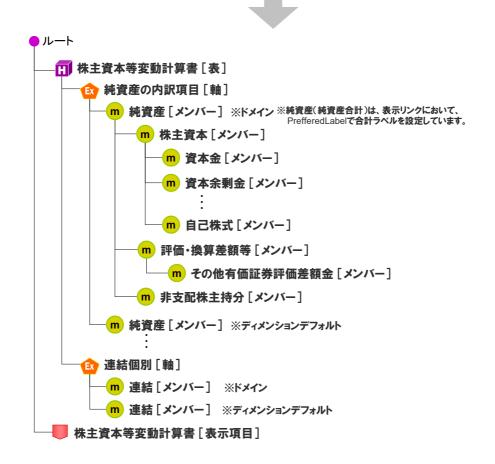
「図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型」の「表の横軸にディメンションを使う例」をディメンションで表すと、次の図表のようなイメージになります。

図表 1-5-3 ディメンションで定義される構造のイメージ(表の横軸にディメンションを用いた表の場合)

連結個別 🗲 連結個別 [軸]



ディメンションで表す



EDINET タクソノミにおいては、株主資本等変動計算書の変動要因は表示項目として定義し、純資産の構成内容はディメンション軸のメンバーとして定義しています。インスタンス値は、表示項目とメンバーとの組合せに対して設定します。なお、ディメンションデフォルト以外のメンバーは、コンテキストのシナリオ要素として設定します。

図表 1-5-4 株主資本等変動計算書の設定例

表示項目(変動要因)	メンバー(純資産の構成内容)	値
剰余金の配当	利益剰余金メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する 当期純利益	利益剰余金メンバー	8,056
自己株式の処分	自己株式メンバー	489
••••		
剰余金の配当	株主資本メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する 当期純利益	株主資本メンバー	8,056
自己株式の処分	株主資本メンバー	489
		•••
剰余金の配当	純資産メンバー	△3,222
親会社株主に帰属する 当期純利益	純資産メンバー	8,056
自己株式の処分	純資産メンバー	489

1-5-1-2 繰り返し項目のディメンション

「図表 1-5-1 ディメンションで表す表の類型」の「表の繰り返しにディメンションを使う例」について説明します。

有価証券報告書の【主要な経営指標等の推移】は、「(1)連結経営指標等」及び「(2)提出会社の経営指標等」という類似の表が繰り返されます。「(1)連結経営指標等」は、「連結個別[軸]」の「連結[メンバー]」を用い、「(2)提出会社の経営指標等」は、「連結個別[軸]」の「個別[メンバー]」を用います。ただし、「連結[メンバー]」は、「連結個別[軸]」のデフォルトメンバーであるため、「(1)連結経営指標等」の表には「ディメンションデフォルト」を併せて設定します。

表示項目は、「売上高」、「経常利益」等、共通の項目には同一の要素を両方の 表に設定し、共通でない項目には異なる要素をそれぞれ該当する表のみに設定 します。

【主要な経営指標等の推移】においては、横軸は決算期の違いを表しますが、 決算期の違いはコンテキストの期間属性の違いで表現されます。

連結個別 🗲 連結個別 [軸] 【 連結 [メンバー] コンテキスト [表] 連結経営指標等 第104期 第105期 第106期 第107期 決算年月 平成26年3月 平成24年3月 平成25年3月 平成27年3月 平成28年3月 (百万円) 売上高 231, 282 273,802 303 080 316, 934 323,609 経常利益 (百万円) 2, 546 8,632 10,898 10,646 15, 263 親会社株主に帰属する (百万円) 1,235 2,907 3, 392 7, 558 8,056 当期練利益 包括利益 (百万円) 2, 107 3, 543 6, 780 3, 967 9, 409 純資産額 (百万円) 81, 290 98, 045 100, 435 225, 225 229, 563 総資産額 (百万円) 286, 829 294, 251 298, 813 496, 837 509, 039 1株当たり純資産額 (円) 243 41 295 50 302 94 699 94 702 29 25. 05 1株当たり当期純利益金額 ディメンションで表す

ルート

図表 1-5-5 ディメンションで定義される構造のイメージ(連結の場合)

| 連結経営指標等[表] | 連結個別[軸] | m 連結[メンバー] | ※ドメイン

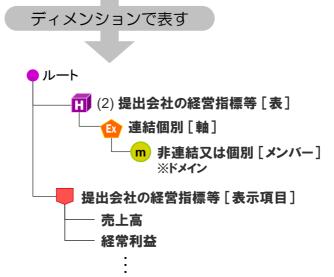
·m 連結 [メンバー] ※ディメンションデフォルト

|連結経営指標等 [表示項目] ── 売上高 ── 経常利益

13

図表 1-5-6 ディメンションで定義される構造のイメージ(個別の場合)





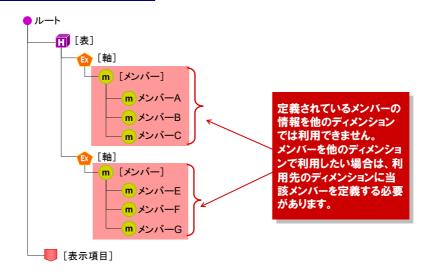
1-5-2 ローカルディメンション

ディメンションのドメイン及びメンバーを定義する場所は、次の図表にあるように「**ローカルディメンション**」があります。

ローカルディメンションの場合は、指定されたディメンション表でのみ軸に定義 されたメンバーを利用できます。

図表 1-5-7 ローカルディメンションのイメージ

ローカルディメンションの例



参照先 ガイドライン

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』



EDINET における XBRL 提出書類の概要

本章では、EDINET における XBRL 提出書類の概要に ついて説明します。

2-1 XBRL 対象範囲

XBRL 対象範囲について説明します。

2-1-1 XBRL 対象範囲

含まない提出書類

XBRL の対象書類は、有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書、公開買付報告書、大量保有報告書等です(対象書類の詳細は、「図表 2-1-2 XBRL 対象様式 (開示府令)」から「図表 2-1-7 XBRL 対象様式 (内部統制府令)」を参照してください。)。

XBRL の対象様式は、65 様式で、次の図表にあるように、提出書類本文全体及び独立監査人の報告書が XBRL 対象範囲である様式と、財務諸表本表のみが XBRL 対象範囲である様式とがあります。

提出書類本文全体がXBRL対象

| 対核諸表本表のみがXBRL対象

| 独立監査人の報告書も
| XBRL対象

| ※独立監査人の報告書を併せて提出
| する場合

| 財務諸表本表を

図表 2-1-1 XBRL 対象範囲のパターン

XBRL の対象となる書類及び関連する府令、規則等は、次の「図表 2-1-2 XBRL 対象様式 (開示府令)」から「図表 2-1-7 XBRL 対象様式 (内部統制府令)」までのとおりです。

なお、表の「XBRL対象」欄の見方は、次のとおりです。

・「 全体 」のみ「 O 」	→提出書類全体をタグ付けする様式(ただ
	し、財務諸表本表はなし。)。
・「 本表 」のみ「 〇 」	→財務諸表本表のみにタグ付けする様式。
・「 全体 」及び「 本表 」に「O」	→提出書類全体をタグ付けする様式(財務
	諸表本表及び独立監査人の報告書もタグ
	付けする。)。

図表 2-1-2 XBRL 対象様式(開示府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
INO	音規性別	你 以留写	1	全体	本表
1	有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)	0	0
2	有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)	0	
3	有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)	0	
4	有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)	0	0
5	有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)	0	0
6	有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)	0	0
7	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上 場)	0	0
8	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)	0	0
9	有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)	0	0
10	有価証券報告書	第四号様式	(法 24 条 3 項に基 づくもの)	0	0
11	四半期報告書	第四号の三様式		0	0
12	半期報告書	第五号様式	(通常方式)	0	0
13	半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)	0	0
14	臨時報告書	第五号の三様式		0	
15	有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方 式)※		0
16	有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編 成) **		0
17	有価証券報告書	第八号様式	外国会社※		0
18	有価証券報告書	第九号様式	外国会社※		0
19	四半期報告書	第九号の三様式	外国会社※		0
20	半期報告書	第十号様式	外国会社*		0
21	発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)	0	
22	発行登録書	第十一号の二様式	(CP)	0	
23	発行登録書	第十一号の二の二 様式	(短期社債)	0	
24	発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)	0	
25	発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)	0	
26	自己株券買付状況 報告書	第十七号様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)	0	

[※] 日本基準の財務諸表本表に限る。

図表 2-1-3 XBRL 対象様式(特定有価証券開示府令)

				XBRL	対象
No	書類種別	様式番号	備考	全体	本表
1	有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益 証券)	0	0
2	有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)	0	0
3	有価証券届出書	第四号の三の二様 式	(組込方式・内国投資 証券)	0	
4	有価証券届出書	第四号の三の三様 式	(参照方式・内国投資 証券)	0	
5	有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証 券)		0
6	有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)		0
7	有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券 等)		0
8	有価証券届出書	第六号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)		0
9	有価証券報告書【みなし有価証券届出 書】	第六号の七及び第 七号様式	(内国投資信託受益 証券)	0	0
10	有価証券報告書【み なし有価証券届出 書】	第六号の九及び第 九号様式	(内国信託受益証券 等)		0
11	有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益 証券)	0	0
12	有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)	0	0
13	有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証 券)		0
14	有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)		0
15	有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券 等)		0
16	有価証券報告書	第九号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)		0
17	半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益 証券)	0	0
18	半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)	0	0
19	半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証 券)		0
20	半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)		0
21	半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券 等)		0
22	半期報告書	第十二号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)		0
23	発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)	0	
24	発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人 債)	0	
25	発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)	0	

		事料 红色 Dil	**	ロ	XBRL 対象	
N	lo	書類種別	様式番号	備考	全体	本表
2	26	自己株券買付状況報 告書	第二十五号の三様 式	(法 24 条の 6 第 1 項 に基づくもの)	0	
2	27	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)	0	

(注) 外国特定有価証券は、XBRL 対象外です。

図表 2-1-4 XBRL 対象様式(他社株買付府令)

No	事 紫花毛 Dil	+ * -* - 	備考 全体	XBRL 対象	
	書類種別	様式番号 		全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		0	
2	意見表明報告書	第四号様式		0	
3	公開買付撤回届出書	第五号様式		0	
4	公開買付報告書	第六号様式		0	
5	対質問回答報告書	第八号様式		0	

図表 2-1-5 XBRL 対象様式(自社株買付府令)

No	事 叛 廷 只!	·····································	/ ##	XBRL 対象	
	書類種別	様式番号	備考	全体	本表
1	公開買付届出書	第二号様式		0	
2	公開買付撤回届出書	第三号様式		0	
3	公開買付報告書	第四号様式		0	

図表 2-1-6 XBRL 対象様式(大量保有府令)

No	事物任则	**	/ # *	XBRL 対象	
	書類種別	様式番号	備考	全体	全体本表
1	大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む	0	
2	大量保有報告書	第一号及び第二号 様式	短期大量譲渡	0	
3	大量保有報告書	第三号様式	特例対象株券等	0	

図表 2-1-7 XBRL 対象様式(内部統制府令)

No	書類種別	様式番号	備考	XBRL 対象	
				全体	本表
1	内部統制報告書	第一号様式		0	

2-1-2 IFRS 財務諸表の対応

IFRS 財務諸表(指定国際会計基準(連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。)に準拠して作成された連結財務諸表、中間連結財務諸表、四半期連結財務諸表、財務諸表、中間財務諸表及び四半期財務諸表をいう。以下同じ。)のタグ付けには、国際会計基準タクソノミを用います。様式ツリーの包括タグで財務諸表本表の表ごと及び注記事項の項番ごとのタグ付けをし、財務諸表本表、セグメント情報及び主要勘定の内訳については、詳細タグ付けもします。

詳細タグ付けの範囲及び方針については、「2-5-4 IFRS 財務諸表」を参照してください。

2-1-3 修正国際基準の対応

修正国際基準に基づく財務諸表は、EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けし、 詳細タグ付けはしません。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。IFRS 用の要素を用いてタグ付けすることはできません。

DEI の会計基準の設定方法については『提出者別タクソノミ作成ガイドライン 添付 5 様式ごとの DEI の設定値対応一覧』を参照してください。

図表 2-1-8 修正国際基準に基づく財務諸表の様式ツリー



| 2-1-4|| 米国基準財務諸表の対応

提出書類本文全体を XBRL で提出する様式において、米国基準の財務諸表は、 EDINET タクソノミの包括タグでタグ付けします。

財務諸表本表の各表は、表ごとに一つのテキストブロックで表全体を包括タグ付けします。また、注記事項は、注記事項のテキストブロックを用いて包括タグ付けします。

図表 2-1-9 米国基準財務諸表の様式ツリー



2-1-5 訂正報告時の提出ファイル

<次世代EDINET (2023年1月稼働開始)の稼働開始後に訂正書類を提出する場合> 提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時(ただし、 親書類が縦覧中に提出する場合又は訂正四半期報告書を親書類の提出日から 5 年 以内 (5 年以内の最終日が財務局の休日の場合、当該最終日は翌営業日まで繰り延 べ(以下「休日繰り下げ」という。)。)に提出する場合に限る。)は、訂正報告書と ともに、訂正後のインライン XBRL 書類を添付して提出するものとします(なお、 「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別様式であり、XBRL の対象書類では ありません。)。

財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時(ただし、親書類が縦覧中に提出する場合に限る。)は、財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、訂正報告書とともに、訂正後のインライン XBRL 書類を添付して提出するものとします。

親書類の縦覧終了後(四半期報告書の場合は、提出日から5年経過後(休日繰り下げあり。))に訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず、訂正書類のみで提出することが可能です。また、表示変換方式(2013年版以前のEDINETタクソノミ)で提出した書類に対する訂正書類を提出する場合は、XBRLを添付せず訂正書類のみで提出するものとします。

<次世代EDINET (2023年1月稼働開始)の稼働開始前に訂正書類を提出する場合>提出書類全体がインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、訂正報告書とともに、訂正後の XBRL 形式書類を構成するファイル一式(提出者別タクソノミ、報告書インスタンス及びマニフェストファイル)を再提出します(訂正報告書に関する記載は、訂正届出書その他の訂正提出書類の場合も同様。ただし、訂正発行登録書は除く。以下同じ。)。IFRS 財務諸表の XBRL を併せて提出している場合は、訂正箇所が IFRS 財務諸表の内か否かにかかわらず、IFRS 財務諸表を含むインライン XBRL のファイル一式を再提出します。なお、「訂正発行登録書」は、「発行登録書」とは別に様式が定められており、XBRL の対象範囲外です。インライン XBRL の再提出が必要な訂正報告に含まれないことに注意してください。

財務諸表本表のみインライン XBRL の対象である提出書類の訂正報告時は、財務諸表本表又はその XBRL に訂正がある場合のみ、インライン XBRL の再提出が必要です。

2-1-5-1 訂正報告書の添付インライン XBRL の作成要領

次の図表は平成24年7月20日に訂正報告書を提出する場合の例です。

なお、文言は提出書類名にあわせて適切に記載してください。例えば、有価証券届出書の訂正届出書に添付するインライン XBRL の表紙ファイルには、「有価証券届出書(Y 年 M 月 D 日付け訂正届出書の添付インライン XBRL)」と記載します。

図表 2-1-10 表紙のイメージ

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書(平成24年7月20日付け訂正報告書の添付 インラインXBRL)
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日

※表紙ファイルの【提出日】は、訂正事項ではないため、当初提出日のまま変更しません。

DEI の内容については、「提出回数」及び「訂正の有無」を更新し、「訂正対象書類の書類管理番号」を設定します。

ファイルの再提出に関する注意点は、次のとおりです。

- (注意点 1) ファイル命名規約に従い、ファイル一式の各ファイル名の{提 出回数}をインクリメント(1ずつ増加)します。
- (注意点 2) ファイル一式の各ファイル名の{提出回数}が一致していることを確認します。
- (注意点3) 訂正報告書の場合は、当該書類を提出した日がファイル名の報告書提出回数の後ろの報告書提出日になっていることを確認します。
- (注意点 4) 訂正対象書類の書類管理番号が入力されていることを確認します。
- (注意点5) 「訂正の種類」について、記載事項を訂正する場合(添付書類のみの訂正及び XBRL を同時に訂正する場合を含む)は「記載事項訂正のフラグ」を「true」にします。記載事項に訂正がなく、XBRLのみを訂正する場合は「XBRL訂正のフラグ」を「true」にします。

※両方が同時に「true」になることはありません。

- (注意点 6) 有価証券届出書の訂正時に、訂正前の有価証券届出書における 最近事業年度の財務諸表を、次の事業年度の財務諸表に差し替 える場合は、ファイル名の「報告書対象期間期末日」を差し替 え後の直近の事業年度末日に変更します。また、DEI の当会計 期間、比較対象会計期間及び次の四半期又は中間期の会計期間 は、必要な場合、財務諸表と整合するように修正します。
- (注意点7) みなし有価証券届出書及びその関連書類の訂正に関する追加 の注意事項については、『提出者別タクソノミ作成ガイドライ ン』の「7-11 みなし有価証券届出書」を参照してください。

なお、ファイルの命名規約は、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』及び 『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

XBRL の訂正内容に応じて変更が必要になる場合を除き、提出者別タクソノミの作成において初回提出の場合又は訂正再提出の場合で、作成方法が変わることはありません。

2-1-6 XBRL 作成ツールの対象様式

EDINETでは、大量保有報告書、臨時報告書、他社株公開買付届出書等、一部の様式について、XBRL データ作成のために、オンラインの XBRL 作成機能、オフラインの Excel 用の作成ツール及びオフラインのブラウザツール(これら三つの総称を以下「XBRL 作成ツール」という。)を提供します。XBRL 作成ツールを用いる場合は、インライン XBRL の作成に関する詳細な理解がなくても XBRL データを自動的に作成できます。XBRL 作成ツールの対象様式は、次の図表のとおりです。

図表 2-1-11 XBRL 作成ツールの対象様式

書類及び様式			
臨時報告書	開示府令	第五号の三様式	Α
自己株券買付状況報告書	開示府令	第十七号様式	Α
自己株券買付状況報告書	特定有価証券開示府令	第二十五号の三様式	Α
臨時報告書	特定有価証券開示府令	様式なし	Α
公開買付届出書		第二号様式	Α
公開買付撤回届出書		第五号様式	Α
公開買付報告書	他社株買付府令	第六号様式	Α
対質問回答報告書		第八号様式	Α
大量保有報告書	大量保有府令	第一号様式 第一号及び第二号様式 第三号様式	B 及び C
内部統制報告書	内部統制府令	第一号様式	Α

- ※「ツールの種類」にある英文字の意味は次のとおり。
 - A:オフラインのブラウザツール
 - B:オフラインの Excel 用の作成ツール
 - C:オンラインの XBRL 作成機能

2-2 XBRL ファイルの構成

XBRL ファイルの構成について説明します。

2-2-1 提出書類を構成する拡張リンクロールの種類

提出書類を構成する拡張リンクロールの種類について説明します。 開示書類等提出者は、開示書類等提出者用の拡張リンクロールを使用する必要があります(DEI及び科目一覧ツリーを除く。)。

参照先ガイドライン

『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』

2-2-1-1 様式ツリーと目次項目

様式ツリーは、有価証券報告書等の提出書類の全体構造を表現した目次項目の一覧であり、また、当該目次項目に対応する包括タグも定義しています。定義されている目次項目の多くは、府令様式及び財務諸表等規則等様式の隅付き括弧(【】)で記載される項目に対応しています。ただし、EDINET タクソノミにおいて独自の定義をしている箇所もあります。

提出者別タクソノミを作成する場合は、様式ツリーを確認し目次項目の過不 足がないかどうかを確認します。

▲注意 独立監査人の報告書

独立監査人の報告書についても、書類全体をXBRLで作成する様式ではXBRL形式で作成し、提出します。

EDINET タクソノミの様式ツリーに「独立監査人の報告書」の目次項目が、また、詳細ツリーに詳細タグが用意されています。開示書類等提出者は、EDINET タクソノミを基に、提出者別タクソノミを独立監査人の報告書ごとにそれぞれ作成する必要があります(「独立監査人の報告書」の詳細タグ付けの対象書類については、「2-5-2 開示府令」を参照)。

図表 2-2-1 独立監査人の報告書の作成(イメージ)

一通の独立監査人の報告書に、独立監査人の報告書用の提出者別タクソノミと報告書インスタンスを一つずつ作成します。

2-2-1-2 詳細ツリー

詳細ツリーは、提出書類全体の目次項目の中で、詳細タグ付けする対象のツリー構造を表したものです。

様式ツリーのうち、詳細タグ付け対象の目次項目については、その目次項目 ごとにそれぞれ拡張リンクロールを定義し、詳細ツリーを定義します。詳細ツ リーのルート要素は、対応する様式ツリーの目次項目を使用します。これによ り様式ツリーと各詳細ツリーとの関連付けができます。

2-2-1-3 科目一覧ツリー

科目一覧ツリーは、財務諸表の詳細タグ付けに用いる可能性のある勘定科目 要素全体を階層構造で表したものです(国際会計基準タクソノミでは、勘定科 目要素以外の注記事項要素も含みます。)。日本基準の財務諸表本表に科目を追 加する場合は、科目一覧ツリーに、追加科目がどの科目と親子関係にあるかを 定義する必要があります。

2-2-2 マニフェストファイル

「マニフェストファイル」は、提出書類のファイル構成を明示するために使用します。マニフェストファイルでは、次のような内容を定義し、開示書類等利用者の利便性を高めます。

- ・複数のインライン XBRL ファイルとインスタンスファイルとの関係付け
- ・様式ツリーが定義されている拡張リンクロール
- ・複数のインスタンスファイルから報告書インスタンスが構成される場合の目次項目の差し込み定義

マニフェストファイル作成の詳細は『報告書インスタンス作成ガイドライン』を参照してください。

○ 対応 できますが、 『報告書インスタンス作成ガイドライン』

2-2-3 DEI

DEI は、「Document and Entity Information」の略で、提出書類の基本情報 (Document Information) と開示書類等提出者の基本情報 (Entity Information) とを含みます。 開示書類等利用者は、この DEI を確認することで、提出書類の基本情報を確認し、インスタンス情報に容易にアクセスできます。



図表 2-2-2 DEI の構成イメージ

DEI は EDINET タクソノミで「DEI タクソノミ」として用意されています。

2-3 タクソノミ分割の単位

EDINET タクソノミは、幾つかの様式のグループごとに分割されています。タクソノミの更新は、タクソノミの分割単位ごとに行われ、更新日は、フォルダの日付及びファイル名の日付で確認できます。

2-3-1 開示府令のタクソノミ分割単位

企業内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。開示府令のうち、臨時報告書及び自己株券買付状況報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-3-1 分割単位(開示府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1		有価証券届出書	第二号様式	(通常方式)
2		有価証券届出書	第二号の二様式	(組込方式)
3		有価証券届出書	第二号の三様式	(参照方式)
4		有価証券届出書	第二号の四様式	(新規公開時)
5		有価証券届出書	第二号の五様式	(少額募集等)
6		有価証券届出書	第二号の六様式	(組織再編成)
7	inorn	有価証券届出書	第二号の七様式	(組織再編成・上場)
8	jpcrp	有価証券報告書	第三号様式	(通常方式)
9		有価証券報告書	第三号の二様式	(少額募集等)
10		有価証券報告書	第四号様式	(法24条3項に基づ くもの)
11		四半期報告書	第四号の三様式	
12		半期報告書	第五号様式	(通常方式)
13		半期報告書	第五号の二様式	(少額募集等)
14	jpcrp-esr	臨時報告書	第五号の三様式	
15		有価証券届出書	第七号様式	外国会社(通常方式)
16		有価証券届出書	第七号の四様式	外国会社(組織再編 成)
17		有価証券報告書	第八号様式	外国会社
18		有価証券報告書	第九号様式	外国会社
19		四半期報告書	第九号の三様式	外国会社
20	jpcrp	半期報告書	第十号様式	外国会社
21		発行登録書	第十一号様式	(株券、社債券等)
22		発行登録書	第十一号の二様式	(CP)
23		発行登録書	第十一号の二の二 様式	(短期社債)
24		発行登録追補書類	第十二号様式	(株券、社債券等)
25		発行登録追補書類	第十二号の二様式	(CP)
26	jpcrp-sbr	自己株券買付状況報 告書	第十七号様式	(法 24 条の 6 第 1 項に基づくもの)

2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。特定有価証券開示府令のうち、自己株券買付状況報告書及び臨時報告書を除いて一つのタクソノミとします。

図表 2-3-2 分割単位(特定有価証券開示府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1		有価証券届出書	第四号様式	(内国投資信託受益 証券)
2		有価証券届出書	第四号の三様式	(内国投資証券)
3		有価証券届出書	第四号の三の二様 式	(組込方式・内国投資 証券)
4		有価証券届出書	第四号の三の三様 式	(参照方式·内国投資 証券)
5		有価証券届出書	第五号の二様式	(内国資産流動化証 券)
6		有価証券届出書	第五号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)
7		有価証券届出書	第六号様式	(内国信託受益証券 等)
8		有価証券届出書	第六号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)
9		有価証券報告書【み なし有価証券届出 書】	第六号の七及び第 七号様式	(内国投資信託受益 証券)
10	jpsps	有価証券報告書【み なし有価証券届出 書】	第六号の九及び第 九号様式	(内国信託受益証券 等)
11		有価証券報告書	第七号様式	(内国投資信託受益 証券)
12		有価証券報告書	第七号の三様式	(内国投資証券)
13		有価証券報告書	第八号の二様式	(内国資産流動化証 券)
14		有価証券報告書	第八号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)
15		有価証券報告書	第九号様式	(内国信託受益証券 等)
16		有価証券報告書	第九号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)
17		半期報告書	第十号様式	(内国投資信託受益 証券)
18		半期報告書	第十号の三様式	(内国投資証券)
19		半期報告書	第十一号の二様式	(内国資産流動化証 券)
20		半期報告書	第十一号の四様式	(内国資産信託流動 化受益証券)
21		半期報告書	第十二号様式	(内国信託受益証券 等)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
22		半期報告書	第十二号の五様式	(内国有価証券投資 事業権利等)
23		発行登録書	第十五号様式	(内国投資証券)
24		発行登録書	第十五号の三様式	(内国短期投資法人 債)
25		発行登録追補書類	第二十一号様式	(内国投資証券)
26	jpsps-sbr	自己株券買付状況報 告書	第二十五号の三様 式	(法 24条の6第1項に 基づくもの)
27	jpsps-esr	臨時報告書	様式なし	(内国特定有価証券)

2-3-3 他社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。様式ごとに分割されています。

タクソノミ 書類種別 様式番号 備考 分割単位 1 第二号様式 jptoo-ton 公開買付届出書 2 jptoo-pst 意見表明報告書 第四号様式 3 公開買付撤回届出 iptoo-wto 第五号様式 4 公開買付報告書 第六号様式 jptoo-tor 5 第八号様式 jptoo-toa 対質問回答報告書

図表 2-3-3 分割単位(他社株買付府令)

2-3-4 自社株買付府令のタクソノミ分割単位

発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1		公開買付届出書	第二号様式	
2	jptoi	公開買付撤回届出 書	第三号様式	
3		公開買付報告書	第四号様式	

図表 2-3-4 分割単位(自社株買付府令)

2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の 図表のとおりです。

図表 2-3-5 分割単位(大量保有府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1		大量保有報告書	第一号様式	変更報告書を含む
2	jplvh	大量保有報告書	第一号及び第二号 様式	
3		大量保有報告書	第三号様式	

2-3-6 内部統制府令のタクソノミ分割単位

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する 内閣府令のタクソノミ分割単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-6 分割単位(内部統制府令)

No	タクソノミ 分割単位	書類種別	様式番号	備考
1	jpctl	内部統制報告書	第一号様式	

| 2-3-7 財務諸表本表及び DEI のタクソノミ分割単位

財務諸表本表(国際会計基準では注記事項を含む。)及び DEI のタクソノミ分割 単位は、次の図表のとおりです。

図表 2-3-7 分割単位(その他)

No	タクソノミ 分割単位	種別	備考
1	jppfs	財務諸表本表	日本基準財務諸表の本表に係るタクソノミ 要素を含みます。なお、財務諸表本表タク ソノミの要素は、注記事項中の主要勘定の 内訳開示でも用いることができます。
2	jpigp	国際会計基準	IFRS 財務諸表に係るタクソノミ要素を含みます。なお、本タクソノミの要素は、IFRS の財務諸表本表及び注記事項中の主要勘定の内訳開示で用いることができます。
3	jpdei	DEI	大量保有報告書の追加 DEI は「2-3-5 大量保有府令のタクソノミ分割単位」に、みなし有価証券届出書の追加 DEI は「2-3-2 特定有価証券開示府令のタクソノミ分割単位」に定義しています。

2-4 要素選択及び表示とラベルとの関係

インライン XBRL では、ブラウザ上に表示される科目又は表題(「2-4 要素選択及び表示とラベルの関係」において、「表示」という。)とタクソノミ要素のラベル(標準ラベル、ただし、優先ラベル設定がある場合は優先ラベル。「2-4 要素選択及び表示とラベルの関係」において、「ラベル」という。)とが機械的に一致するものではありません。

タグ付けに用いる EDINET タクソノミの要素は、タグ付け対象とタクソノミ要素との 名称の一致及び概念的な一致に基づき選択します。

名称の一致に関するルールは、対象の種類によって異なります。「図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について (IFRS 財務諸表以外)」及び「図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について (IFRS 財務諸表)」を参照してください。

図表に記載のとおり、表示とラベルを一致させるに当たっては、場合によって用途別 ラベル又は提出者用代替ラベルを追加することができます。しかし、日本語ラベルの上 書きは禁止します。

概念的な一致は、主として冗長ラベルに基づき判断します。例えば、IFRS の流動性配列(流動・非流動の区分がない。)の財政状態計算書における「その他の金融資産」のタグ付けには、冗長ラベルが「その他の金融資産、流動資産(IFRS)」又は「その他の金融資産、非流動資産(IFRS)」である要素は選択することができず、冗長ラベルが「その他の金融資産、資産(IFRS)」である要素を選択します。要素概念については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「2-1 要素概念の定義について」を参照してください。

なお、要素選択及び表示とラベルとの一致に関する判断は、日本語ラベルに基づき行われ、英語ラベルは参考情報の位置付けです。英語ラベルは、上書きできます(冗長ラベルのユニーク性の確保については、『報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン』の「6-2 英語ラベル作成時の指針 (4) 英語冗長ラベルのユニーク性の確保」を参照してください。)。

図表 2-4-1 要素選択及び表示とラベルの一致について(IFRS 財務諸表以外)

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について	
1	財務諸表本表中の勘定科目(タイトル項目及び純資産の内訳項目メンバーを含む。)	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします(留意事項として本図表の注を参照)。ただし、次の限定的な例外の場合及び用途別ラベル(財務諸表区分別ラベル、業種別ラベル及びセグメントラベルを含む。)が不足する場合は、意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、次の限定的な例外を除き一致するようにします。必要な場合、優先ラベルを設定(必要な場合、用途別ラベルの設定を含む。)します。	
		例外 ・同一の表示リンク上で期別に表示が異なる場合。		
2	財務諸表本表以外 の金額及び数値	表示とラベルが完全一致するもののみ選択可とします。ただし、 用途別ラベルが不足する場合及び次の例外においては、表示科目とラベルが完全一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、一致するようにします。ただし、次の限定的な例外においては、不一致を認めます(可能な場合、優先ラベルを設定(必要な場合、用途別ラベル又は提出者用代替ラベルの設定を含む。本図表において、以下同じ。)して一致させることも可とします。)。	

No	対象	要素選択について	表示とラベルとの一致について
		目とラベルとの不一致。 ・同一の表示リンク上で期別に表示・貸借対照表関係注記及び損益記表本表と同一の要素を用いた結なる場合。	計算書関係注記において、財務諸 、果、表示科目とラベルが不一致と 当てはまらない用途の表示名称(例 する場合。
3	ディメンションのメンバー要素(純資産の内訳項目メンバーを除く。)	表示とラベルとが一致しない場合でも意味が一致すれば選択可とします。	表示とラベルとは、原則として一致するようにします。ただし、「2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針」に別途の記載がある場合及び表示とラベルとの一致が困難な場合は、表示とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません(可能な場合、優先ラベルを設定して一致させることも可とします。)。
4	その他のタグ付け及 び財務諸表本表以 外の抽象要素	表題とラベルが一致しない場合でも記載内容と要素概念が一致すれば選択可とします。	表題とラベルとは必ずしも一致させる必要はありません(可能な場合、優先ラベルを設定して一致させることも可とします。)。

- 注)表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。
 - ・ (株)、(円)等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
 - ・ 名称の一部でない部分はラベルに含めません(例:脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。)。
 - ・ 半角・全角の別、改行の有無、記号の有無等形式的な違いのみで不一致とはみなしません。

図表 2-4-2 要素選択及び表示との一致について(IFRS 財務諸表)

No	対象	要素選択について	表示とラベルの一致について	
1	財務諸表本表中の勘	表示とラベルが完全一致す	表示とラベルとは、次の限定的な例	
	定科目(タイトル項目	る場合(留意事項として本図	外を除き一致するようにします。必	
	及び純資産の内訳項	表の注1を参照)に加え、軽	要な場合、優先ラベルを設定(必要	
	目メンバーを含む。)	微な表現上の違いがある場	な場合、用途別ラベル又は提出者	
	及び注記事項中の金	合(判断基準は、本図表の	用代替ラベルの設定を含む。本図	
	額及び数値項目(ディ	注 2 を参照)も選択可としま	表において、以下同じ。)します。	
	メンションのメンバー	す。ただし、用途別ラベルが		
	要素を含む。)	不足する場合は、意味が一		
		致すれば選択可とします。		
		例外 ・同一の表示リンク上で期別に		
		*台計行のダイトルが空日の場 判断します。)	合(この場合当該行の意味に基づき	
2	その他	表題とラベルが完全一致し	表題とラベルとは、必ずしも一致さ	
		ない場合でも記載内容と要	せる必要はありません(可能な場	
		素概念が一致すれば選択	合、優先ラベルを設定して一致させ	
		可。	ることも可とします。)。	
注 1) まっしっく リレの一致に明してけ、次の図音車項に注音して/ださい				

注 1) 表示とラベルとの一致に関しては、次の留意事項に注意してください。

- ・ (株)、(円)等の単位表記の有無の違いのみで不一致とはみなしません。
- ・ 名称の一部でない部分はラベルに含めません(例:脚注記号及び番号が続く場合の脚注記号及び番号。)。
- ・ 半角・全角の別、改行の有無、記号の有無等形式的な違いのみで不一致とはみなしません。
- 注 2) 次のような軽微な表現上の違いがある場合も、意味的な一致を前提に選択可能とします。
 - 「及び」、「、」、「・」の相違又は有無
 - ・ 漢字、ひらがな、カタカナの相違(例:「たな卸資産」と「棚卸資産」は同一)
 - · 正値・負値の説明文言の相違又は有無(例:「(△は益)」の有無又は表現の相違)
 - · 流動・非流動区分における区分名称の有無(例: 非流動区分における「その他の金融 資産」と「その他の非流動金融資産」は同一)
 - ・ 内訳の最後の行に記載される「その他」と「その他の〇〇」の相違(例:棚卸資産の内 訳に最後の行に記載される「その他」と「その他の棚卸資産」は同一)
 - ・ その他上記に類する表現上の違い

解釈すれば意味的に同一とみなせる場合又は英訳すれば同一になるという場合であっても、 表示とラベルの相違が軽微な表現上の違いといえない場合は、EDINET タクソノミの要素を 選択できません。

例)

- · 「財務費用」≠「金融費用」
- ・「のれん以外の無形資産」≠「その他の無形資産」
- ・「無形資産」科目のタグ付けには、のれんを含まない場合でも、「その他の無形資産」 要素は選択できません(「無形資産」要素を選択します。)。
- ・「支払配当金」科目は、「非支配持分への支払配当金」科目と併記される場合でも、「親会社の所有者への配当金の支払額」要素は選択できません(「支払配当金」要素を選択します。)。
- 注3) 上の図表のルールは、冗長ラベル中に含まれる親科目の名称には、適用されません。なお、IFRS の損益計算書科目の冗長ラベル中の機能区分を表す親科目については、「2-5-4 IFRS 財務諸表」の「勘定科目要素の選択」を参照してください。

2-5 詳細タグ付けの範囲及び方針

詳細タグ付けの範囲及び詳細タグ付け方針は、次の「2-5-1 財務諸表本表」から「2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表」までのとおりです。

タクソノミの分割単位は、『EDINET タクソノミの設定規約書 別紙 1 タクソノミ分割単位』を参照してください。

| 2-5-1 財務諸表本表

次の様式の網掛けされている項目は、日本基準及びIFRS の財務諸表本表の詳細タグ付けの範囲です。国際会計基準による財務諸表、要約中間財務諸表及び要約四半期財務諸表の本表も詳細タグ付けの対象です。該当ある場合、IFRS への移行日の残高も詳細タグ付け対象です。

修正国際基準又は米国基準に基づく財務諸表は、詳細タグ付けしません。

● 企業内容等の開示に関する内閣府令

第二号様式 有価証券届出書(通常方式) 第二号の四様式 有価証券届出書(新規公開時)

第二部【企業情報】 第5【経理の状況】

- 1【連結財務諸表等】
 - (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ② 【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
 - (2) 【その他】
- 2【財務諸表等】
- (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - ③【株主資本等変動計算書】
- ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2) 【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第二部【企業情報】 第5【経理の状況】

- 1【連結財務諸表等】
 - (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③ 【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
 - (2) 【その他】
- 2【財務諸表等】
- (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - ③【株主資本等変動計算書】
- ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2) 【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第二号の五様式 有価証券届出書(少額募集等)

第三部【企業情報】

第4【経理の状況】

- 1【財務諸表】
- (1)【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4)【キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【附属明細表】
- 2【主な資産及び負債の内容】
- 3【その他】

第二号の七様式 有価証券届出書(組織再編成・上場)

第三部【企業情報】

- 第5【経理の状況】
 - 1【連結財務諸表等】
 - (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ①【建构复旧对杰数】 ②【连续提升引发表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
 - (2) 【その他】
 - 2【財務諸表等】
 - (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - ③【株主資本等変動計算書】
 - ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【附属明細表】
 - (2) 【主な資産及び負債の内容】
 - (3)【その他】

第二号の六様式 有価証券届出書(組織再編成)

第三部【企業情報】

第5【経理の状況】

- 1【連結財務諸表等】
- (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【連結附属明細表】
- (2)【その他】
- 2【財務諸表等】
- (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - ③【株主資本等変動計算書】
- ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第三号様式 有価証券報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

- 1【連結財務諸表等】
- (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ②【連結損益計算書】
 - ③【連結株主資本等変動計算書】
- ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【連結附属明細表】
- (2)【その他】
- 2【財務諸表等】
- (1)【財務諸表】
- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】
- ④【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2)【主な資産及び負債の内容】
- (3) 【その他】

第三号の二様式 有価証券報告書(少額募集等)

第一部 【企業情報】

第4【経理の状況】

- 1【財務諸表】
- (1)【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】
- (4) 【キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【附属明細表】
- 2【主な資産及び負債の内容】
- 3【その他】

第四号様式

有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)

第一部【企業情報】

- 第5【経理の状況】
- 1【連結財務諸表等】
- (1)【連結財務諸表】
 - ①【連結貸借対照表】
 - ② 【連結損益計算書】
 - ③ 【連結株主資本等変動計算書】
 - ④【連結キャッシュ・フロー計算書】
 - ⑤【連結附属明細表】
- (2)【その他】
- 2【財務諸表等】
- (1)【財務諸表】
 - ①【貸借対照表】
 - ②【損益計算書】
 - ③【株主資本等変動計算書】
- ④ 【キャッシュ・フロー計算書】
- ⑤【附属明細表】
- (2) 【主な資産及び負債の内容】
- (3)【その他】

第五号様式半期報告書

第一部【企業情報】

- 第5【経理の状況】
 - 1【中間連結財務諸表等】
 - (1)【中間連結財務諸表】
 - ①【中間連結貸借対照表】
 - ②【中間連結損益計算書】
 - ③【中間連結株主資本等変動計算書】
 - ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】
 - (2) 【その他】
 - 2【中間財務諸表等】
 - (1)【中間財務諸表】
 - ①【中間貸借対照表】
 - ②【中間損益計算書】
 - ③【中間株主資本等変動計算書】
 - ④【中間キャッシュ・フロー計算書】
 - (2) 【その他】

第五号の二様式

半期報告書(少額募集等)

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

- 1【中間財務諸表】
 - (1)【中間貸借対照表】
 - (2)【中間損益計算書】
 - (3)【中間株主資本等変動計算書】
- (4)【中間キャッシュ・フロー計算書】
- 2【その他】

第四号の三様式

四半期報告書

第一部【企業情報】

第5【経理の状況】

- 1【四半期連結財務諸表】
- (1)【四半期連結貸借対照表】
- (2)【四半期連結損益計算書】
- (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

2 【その他】

第七号様式

有価証券届出書(通常方式)

第二部【企業情報】 第6【経理の状況】

1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3【その他】

第七号の四様式 有価証券届出書(組織再編成)

第三部【発行者情報】 第6【経理の状況】

1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3 【その他】

第八号様式 有価証券報告書

第一部【企業情報】 第6【経理の状況】

1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3 【その他】

第九号様式 有価証券報告書(法24条3項に基づくもの)

第一部【企業情報】 第6【経理の状況】

1【財務書類】

- 2【主な資産・負債及び収支の内容】
- 3 【その他】
- 4【最近の財務書類】

第九号の三様式 四半期報告書

> 第一部【企業情報】 第6【経理の状況】

1【四半期財務書類】

2 【その他】

第十号様式 半期報告書

> 第一部 【企業情報】 第6【経理の状況】

1【中間財務書類】

2【その他】

⇒ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令

(注) 外国特定有価証券は、XBRL の対象外。

第四号様式

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

第三部【ファンドの詳細情報】 第4【ファンドの経理状況】

- 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2) 【損益及び剰余金計算書】
 - (3) 【注記表】
 - (4)【附属明細表】

第六号様式

有価証券届出書(内国信託受益証券、内 国信託社債券及び内国信託受益権)

第二部【信託財産情報】 第2【信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】

第四号の三様式

有価証券届出書(内国投資証券)

第三部 投資法人の詳細情報 第5【投資法人の経理状況】

- 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2) 【損益計算書】
 - (3)【投資主資本等変動計算書】
 - (4) 【金銭の分配に係る計算書】
 - (5) 【キャッシュ・フロー計算書】
 - (6)【注記表】
 - (7)【附属明細表】

第六号の五様式

有価証券届出書(内国有価証券投資事業 権利等)

第二部【発行者情報】 第3【組合等の経理状況】

- 1【財務諸表】
- (1)【貸借対照表】
- (2) 【損益計算書】

第五号の二様式

有価証券届出書(内国資産流動化証券)

第三部【発行者及び関係法人情報】 第1【発行者の状況】

4 【経理の状況】

第七号様式

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第一部【ファンド情報】

第3【ファンドの経理状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2) 【損益及び剰余金計算書】
- (3) 【注記表】

1【財務諸表】

(4)【附属明細表】

第五号の四様式

有価証券届出書(内国資産信託流動化受益証券)

第二部【特定信託財産情報】 第2【特定信託財産の経理状況】

- 1【貸借対照表】
- 2【損益計算書】
- 3【附属明細表】

第3【組合等の経理状況】

有価証券報告書(内国有価証券投資事業

第九号の五様式

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益計算書】

権利等)

第七号の三様式 有価証券報告書(内国投資証券)

第二部 【投資法人の詳細情報】 第5【投資法人の経理状況】

- 1【財務諸表】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2)【損益計算書】
 - (3)【投資主資本等変動計算書】
 - (4) 【金銭の分配に係る計算書】
 - (5) 【キャッシュ・フロー計算書】
 - (6) 【注記表】
 - (7)【附属明細表】

第十号様式

半期報告書(内国投資信託受益証券)

第八号の二様式

有価証券報告書(内国資産流動化証券)

- 第4【発行者及び関係法人情報】
- 1【発行者の状況】
- (1)【発行者の概況】
- (2)【事業の概況】
- (3) 【営業の状況】
- (4) 【設備の状況】
- (5)【経理の状況】
- (6)【企業集団等の状況】
- (7)【その他】

- 2【ファンドの経理状況】
- (1)【中間貸借対照表】
- (2) 【中間損益及び剰余金計算書】
- (3)【中間注記表】

第八号の四様式

有価証券報告書(内国資産信託流動化受益証券)

- 第1【特定信託財産の状況】
- 6【特定信託財産の経理状況】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2) 【損益計算書】
- (3)【附属明細表】

第十号の三様式

半期報告書(内国投資証券)

- 4 【投資法人の経理状況】
- (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】
- (3)【中間投資主資本等変動計算書】
- (4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】
- (5)【中間注記表】

第九号様式

有価証券報告書(内国信託受益証券、内 国信託社債券及び内国信託受益権)

- 第1【信託財産の状況】
- 6【信託財産の経理状況】
 - (1)【貸借対照表】
 - (2) 【損益計算書】

第十一号の二様式

半期報告書(内国資産流動化証券)

- 3【発行者及び関係法人情報】
- (1)【発行者の状況】
 - ① 【発行者の概況】
 - ② 【事業及び営業の状況】
 - ③【設備の状況】
- ④【経理の状況】
- ⑤【その他】

第十一号の四様式

半期報告書(内国資産信託流動化受益証券)

- 2 【特定信託財産の経理状況】
 - (1)【中間貸借対照表】
 - (2)【中間損益計算書】

第十二号様式

半期報告書(内国信託受益証券、内国信 託社債券及び内国信託受益権)

- 3【信託財産の経理状況】
 - (1)【中間貸借対照表】
 - (2)【中間損益計算書】

第十二号の五様式

半期報告書(内国有価証券投資事業権利等)

- 4 【組合等の経理状況】
 - (1)【中間貸借対照表】
- (2)【中間損益計算書】

2-5-2 開示府令

開示府令の詳細タグ付けの範囲及びタグ付け方針は、次のとおりです。コーポレート・ガバナンス関連情報の詳細タグ付け項目(「2-5-2 開示府令」中、(※)を付した項目)については、次の提出書類が対象です(それ以外の提出書類については任意でタグ付けが可能。)。

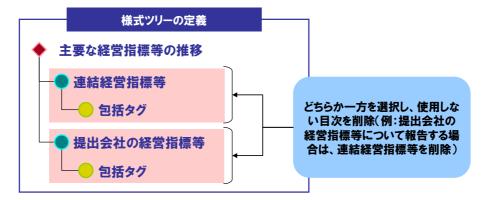
- ・ 有価証券届出書(開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。)
- ・ 有価証券報告書(開示府令第三号様式又は第四号様式で上場会社が提出する 場合に限る。)
- ・ 四半期報告書(開示府令第四号の三様式で上場会社が提出する場合に限る。) ただし、上記の上場会社とは、金融商品取引法第24条第1項第1号の有価証 券(ただし、同法第5条第1項に規定する特定有価証券を除く。)を発行する会 社をいいます(海外の取引所のみに上場する会社及びTOKYO PRO Market に上 場する会社は含みません。)。

2-5-2-1 主要な経営指標等の推移

指標として表に記載される金額及び数値を個々に詳細タグ付けします。ただし、最高・最低株価は、詳細タグ付け対象外とします。

詳細タグ付け対象の金額又は数値のうち、EDINET タクソノミで要素が不足するものは、開示書類等提出者が要素を追加する必要があります(種類株式の発行済株式総数については、「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を参照してください。)。

有価証券届出書、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書にある「主要な経営指標等の推移」の拡張リンクロールは、年度、半期及び四半期がまとめて一つの拡張リンクロールで定義されています。例えば、四半期報告書を作成する場合は、当該拡張リンクロールの不要箇所(通期及び半期固有の項目)を除き定義する必要があります。また、連結経営指標等又は提出会社の経営指標等は、書類に表示されない場合でも、次の図表のように、様式ツリーの目次項目として定義してください。



図表 2-5-1 四半期報告書の様式ツリー(イメージ)

詳細タグ付けしないケース

- ・脚注は、様式ツリーの包括タグのみとし、詳細タグ付けはしません。
- ・会計期間と勘定科目の実在しない組合せ項目について「-」を表示する場合は、タグ付けしません。例えば「連結中間包括利益」は、中間連結会計期間の包括利益を表す勘定科目です。したがって、「平成22年度」及び「平成23年度」の項目は中間連結会計期間ではないため実在しない組合せになります。このような場合には、タグ付けをしません。

指標として記 数値を個々1			平成23年度 中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	平成24年度 中間連結会計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	平成22年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	310, 790	323, 109	330, 525	652, 659	678, 528
連結経常利益	百万円	8, 761	10, 646	15, 263	18, 398	22, 356
連結中間純利益	百万円	6,035	7, 558	8, 056	タグ付け!	しない
連結当期純利益	百万円	タグ付	けしない	-	12, «	15, 871
連結中間包括利益	百万円	7, 962	9, 409	6, 780	-	-
連結包括利益	百万円	-	-	-	14, 826	16, 237
連結純資産額	百万円	218, 264	222, 081	229, 563	220, 530	225, 225
連結総資産額	百万円	421, 603	472, 765	509, 039	453, 538	496, 837
(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 2。						

図表 2-5-2 主要な経営指標等の推移

表の注釈は様式ツリーの包括タグでタグ付け

包括タグ	詳細タグ

2-5-2-2 従業員の状況(※)

従業員数(該当ある場合平均臨時雇用人員数を含む。)、平均年齢、平均勤続 年数及び平均年間給与が詳細タグ付け対象です。

平均年齢及び平均勤続年数は、年数のみ記載の場合は、年要素のみを用い、年数と月数を記載する場合は、年要素と月要素の両方を用います。例えば、平均勤続年数を「22 年 3 ヶ月」と記載した場合、「22」を年要素でタグ付けし、「3」を月要素でタグ付けします。

セグメント別の従業員数については、報告セグメントごとの人数、全社(共通)、報告セグメント合計、セグメント合計及び合計がタグ付け対象です。複数セグメントの合計は、それが、報告セグメント合計又はセグメント合計に該当しない場合は詳細タグ付け対象外です。単一セグメントの場合に報告セグメントと異なる部門区分で開示する人数は詳細タグ付け対象外です。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー(「連結合計又は会社合計 [メンバー]」) のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

2-5-2-3 事業等のリスク

「重要事象等の内容、分析及び対応策」の記載がある場合は、その記載を様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします。

2-5-2-4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況 の分析(※)

四半期報告書において「会社の支配に関する基本方針」の記載がある場合、 その記載を様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けします(会社法施行規 則第118条第3号の「基本方針」の記載がある場合、具体的な買収防衛策の有 無にかかわらずタグ付け対象です。)。

2-5-2-5 研究開発活動(※)

報告セグメント(その他の報告セグメントを含む。)ごとの研究開発費の額及び全社合計の研究開発費の額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外(報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等)の詳細タグ付けは、任意とします(開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。)。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー(「連結合計又は会社合計 [メンバー]」)のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

2-5-2-6 設備投資等の概要(※)

報告セグメント(その他の報告セグメントを含む。)ごとの設備投資額及び全社合計の設備投資額を記載されている範囲内で詳細タグ付けします。それ以外(報告セグメントに属さない金額、報告セグメント中の内訳又は主要な一部の開示等)の詳細タグ付けは、任意とします(開示府令第二号の四様式又は第二号の七様式の有価証券届出書において次の連結会計年度又は事業年度の四半期に係る開示をする場合には、当該四半期についても詳細タグ付けします。)。

事業セグメント軸のメンバーがデフォルトメンバー(「連結合計又は会社合計 [メンバー]」)のみとなる場合でも、提出者別タクソノミの定義リンクに事業セグメントのディメンションをリキャストしてください。

2-5-2-7 発行済株式(【株式の総数等】の子目次)(※)

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

種類株式への対応方法については、「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を 参照してください。

有価証券報告書において記載する事業年度末現在発行数を含め、提出日コンテキストでタグ付けすることに注意してください(『報告書インスタンス作成ガイドライン』の「5-4-2 コンテキスト ID の選択」を参照)。

2-5-2-8 所有者別状況(※)

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

種類株式への対応方法については、「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を 参照してください。

単元未満株式は株式数で記載し、それ以外は単元数で記載するため、scale 属性は必ず0となることに注意してください。

2-5-2-9 大株主の状況

大株主の状況及び(該当ある場合は)所有株式に係る議決権上位者の状況は、 詳細タグ付けします。脚注は、詳細タグ付けしません。

同じ所有株式数の大株主が複数いる場合は、記載上の順位により第何位とみなします。大株主の状況又は議決権上位者の状況について、16社(者)以上記載する場合は、メンバーを追加します。

2-5-2-10 発行済株式(【議決権の状況】の子目次)(※)

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。開示府令様式の表中に「一」が記載されている項目は、常に該当がない項目であるため、タグ付け対象外です。

種類株式の記載内容については、必要に応じて区分軸のメンバー要素を追加してください。当該区分軸のメンバー要素は株式種類軸のメンバー要素とは別要素であることに注意してください。

なお、EDINET タクソノミにおける種類株式の扱いは、タグ付け対象の性質及び一緒に記載される他の情報のタグ付けとの親和性を考慮し、タグ付け対象により必ずしも一定ではありません。種類株式への対応方法については、次の図表を参照してください。

対象	ディメンション	種類株式への対応方法
【主要な経営指標等の推移】 中の発行済株式総数	連単軸 ※1	種類株式ごとの発行済株式総数の表示項 目要素を追加。
【株式の総数等】中の【発行 済株式】	株式種類軸	メンバー要素を追加。※3
【所有者別状況】	株式種類軸	メンバー要素を追加。※3
【議決権の状況】中の【発行 済株式】	区分軸 ※2	メンバー要素を追加。
【配当政策】中の配当情報	なし	種類株式ごとの配当金の総額及び1株当 たり配当額の表示項目要素を追加。
【役員の状況】中の所有株式 数	役員軸 ※1	普通株式以外は、原則として「所有株式数 (普通株式以外)」要素でタグ付け。

図表 2-5-3 株式種類への対応方法

※1: ただし、株式種類に係るディメンション軸はありません。

※2: 区分軸は、議決権の種類、株式の種類等を 1 軸で表したものです(メンバー要素の具体的な内容は、 EDINET タクソノミを参照してください。)。

※3: 一部の種類株式については、メンバー要素が EDINET タクソノミで用意されています。

2-5-2-11 自己株式等(※)

表中の各記載項目が詳細タグ付け対象です。

「所有者の氏名又は名称」欄のタグ付けにおいては、自己保有株式又は相互 保有株式の区分を表す文言は、タグ付けに含めないでください。

2-5-2-12 配当政策(※)

決議日付、決議、基準日、配当金の総額及び1株当たり配当額が詳細タグ付け対象です。表形式で記載されている場合は、表中の開示項目を詳細タグ付けし、表形式でない場合は、文章中の開示項目を詳細タグ付けします(ただし、基準日は表中に記載されている場合のみタグ付け対象とします。)。

種類株式への対応方法については、「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を 参照してください。

同一の決議による配当内容を連番軸の1件としてください(同一の決議で普通株式と種類株式の両方の配当決議がなされた場合、当該両方の配当の内容を同一の連番軸メンバーでタグ付けしてください。)。

期末配当のみ記載されている場合は、「1件目[メンバー]」を用いてください。

2-5-2-13 コーポレート・ガバナンスの概要(※)

次の三つの事項について様式ツリーのテキストブロックでタグ付けします。

- ① 企業統治の組織形態(3分類)の変更 当期の定時株主総会において企業統治の組織形態(監査役設置会社、監査 等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社のいずれであるか)が変更さ れた場合又は変更が予定される場合は、その旨の記載をタグ付けする。
- ② 企業統治の体制の概要 提出日において監査役設置会社である場合、その旨の記載を含む部分を「企 業統治の体制の概要(監査役設置会社) [テキストブロック]」要素でタグ 付けします(提出日後に企業統治の体制の変更が予定される場合も提出日 の状況に基づいてください。項番を振った記載の場合は、項番単位でタグ 付けしてください。)。監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社に ついても同様です。
- ③ 会社の支配に関する基本方針 「会社の支配に関する基本方針」の記載がある場合、その記載をタグ付け します(会社法施行規則第118条第3号の「基本方針」の記載がある場合、 具体的な買収防衛策の有無にかかわらずタグ付け対象です。)。

2-5-2-14 役員の状況(※)

役員の男女別の人数及び女性の比率並びに役員ごとの役職名、氏名、生年月日、略歴、任期及び所有株式数が詳細タグ付け対象です。役員ごとの役職名、氏名、略歴及び任期については、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください。付記事項がある場合は、タグ付け範囲に含めてください。表のセル中の記載内容が参照情報のみ(例えば、任期欄の「(注)1」、略歴欄の「(1)取締役の状況参照」)である場合も、表のセル中の記載内容をタグ付けしてください(参照先が脚注の場合は、別途脚注としてタグ付けします。)。

役員表の脚注は、注記項番ごとに、注記番号を連番軸メンバーとするコンテキスト ID でタグ付けしてください。

社外役員に係る記載は、様式ツリー中のテキストブロックでタグ付けしてください。

株主総会議案に基づく情報を追加で記載している場合は、当該情報も詳細タグ付け対象です。「230000f 役員の状況 (議案)」~「230000j 役員の状況 (議案)」の拡張リンクロール中の要素を用いてください。

執行役員に係る記載は、詳細タグ付けの対象外です。

<役員軸のメンバー>

役員軸のメンバー(以下「役員メンバー」という。)は役員ごとに設定してください。役員メンバーの標準ラベルは、報告書上の記載における主たる氏名に基づき設定してください。冗長ラベルは、原則として標準ラベルに「[メンバー]」(英語では「[member]」)のみ追加してください。

役員メンバーのラベル設定においては、姓、名、ミドルネーム等は、それぞれを一連の文字列とし、これらの区切りが明瞭になるようにしてください。

良い例:「金融 太郎」

悪い例:「金融太郎」、「金融太郎」

日本人の役員メンバーの英語ラベル設定においては、「姓―名」の順を用い、姓の後にカンマ及び半角スペースを置いてください(タクソノミの英語ラベルは、XBRL データとして利用されるものなので、データとしての利便性のため、本表記法としてください。英訳有価証券報告書、Annual Report 等の英文開示における表記法と異なっても差し支えありません。)。

設定例:

英語標準ラベル「Kinyu, Taro」

英語冗長ラベル「Kinyu, Taro [member]」 要素名「KinyuTaroMember」

用いることのできる文字範囲については、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』の「6-2-3 日本語名称と英語名称について」及び『提出書類ファイル仕様書』の「4-1 文字コードセット」を参照してください。

<役員の所有株式数>

役員の所有株式数は、原則として普通株式とそれ以外の二種類の表示項目要素を使い分けてタグ付けしてください。普通株式以外の場合、種類株式の名称について表示とラベルとが不一致になりますが、差し支えないものとします(「図表 2-5-3 株式種類への対応方法」を参照してください。)。

<四半期報告書>

四半期報告書において異動後の役員の男女別の人数及び女性の比率を開示する場合、当該開示は詳細タグ付けの対象です。四半期報告書の役員の状況におけるその他の開示内容は、詳細タグ付けの対象外です。

2-5-2-15 監査の状況(※)

監査公認会計士等に対する報酬金額及びネットワークファームに対する報酬金額(前期及び当期について提出会社と連結子会社を区分、監査報酬と非監査報酬を区分)が詳細タグ付け対象です。ただし、外貨建て報酬金額は詳細タグ付け対象外です。

非連結の会社が、提出会社に係る情報を1行で開示する場合は、「監査証明業務に基づく報酬ー提出会社」及び「非監査業務に基づく報酬ー提出会社」の要素を用いてください。

2-5-2-16 役員の報酬等(※)

役員区分ごとの報酬等については、役員区分ごとの報酬等の総額、種類別総額及び員数が詳細タグ付け対象です。

役員ごとの連結報酬等については、表、注記等を含む記載内容全体をテキストブロックでタグ付けし、役員ごとの報酬等の総額を詳細タグ付けします。内 訳金額は、詳細タグ付けの対象外とします。

2-5-2-17 株式の保有状況(※)

詳細タグ付けの具体的な対象項目については、EDINET タクソノミを参照してください。

保有目的等が、「同上」、「〃」等と記載された場合、タグ付けされた値としては内容がわからないので、「同上」、「〃」等の記載は避けることを推奨します。表のセル中の記載内容がタグ付け対象の場合、当該記載内容が参照情報のみ(例えば、「①」、「(注) 1」等)であっても、当該記載内容をタグ付けしてください。数値項目の記載が省略されている場合(「-(バー)」を除く)は、「株式数(記載省略)」又は「貸借対照表計上額(記載省略)」をタグ付けしてください。

特定投資株式等の保有銘柄が複数ある場合には、全ての銘柄についてタグ付けをしてください。

保有目的が純投資目的以外の目的である特定投資株式の明細及び保有目的が 純投資目的以外の目的であるみなし保有株式の明細について、前期及び当期を 一表で記載する場合、前期、当期合わせて一つのみ記載される事項(銘柄等) をタグ付けする際は、一律当期末コンテキストを使用してください。

提出会社が子会社の経営管理を行うことを主たる業務とする会社である場合

に、最大保有会社(提出会社及びその連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額(以下「投資株式計上額」という。)が最も大きい会社)又は投資株式計上額が次に大きい会社(最大保有株式会社の投資株式計上額が提出会社の最近連結会計年度における連結投資有価証券に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2を超えない場合)に該当する場合でも、提出会社の保有状況は、提出会社用のタクソノミ要素(拡張リンクロール「235000a株式の保有状況」~「235000f株式の保有状況」)を用いてください。「最大保有会社の名称」及び「投資株式計上額が次に大きい会社の名称」は、タグ付け対象となる記載が複数ある場合には、初出のみのタグ付けで差支えありません。

2-5-2-18 経理の状況

冒頭の記載を EDINET タクソノミの要素の粒度でタグ付けします。EDINET タクソノミの要素で網羅されない事項を記載する場合は、開示書類等提出者自身で要素を追加します。冒頭の記載は連結個別ディメンションを用いないため、連結のみ、又は個別のみの記載事項はそれぞれ別要素となります。

なお、四半期会計期間に係る記載と四半期累計期間に係る記載とを区分して タグ付けすることが困難な場合は、四半期累計期間のコンテキストを利用しま す。

2-5-2-19 監査報告書

有価証券届出書(開示府令第二号の四様式及び第二号の七様式に限る。)又は有価証券報告書(開示府令第三号様式又は第四号様式に限る。)に添付する監査報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。

- ・ 監査法人(又は会計士事務所)の名称及び監査を担当した公認会計士の名 称
- ・監査上の主要な検討事項(以下「KAM」という。)(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第4条第10項に基づきKAMを記載しない場合を除く。)

半期報告書(開示府令第五号様式に限る。)及び四半期報告書(開示府令第四号の三様式に限る。)に添付する中間監査報告書及びレビュー報告書について、次の事項を詳細タグ付けします。

・ 監査法人 (又は会計士事務所) の名称及び監査を担当した公認会計士の名 称

< KAM の HTML 上のレイアウトに係る注意事項>

「内容及び理由」(又は「監査人の対応」)をHTML表(又はテーブル行)で記載する場合に、表の区切りを「内容及び理由」(又は「監査人の対応」)の記載の途中で挿入すると、一つのテキストブロックでタグ付けできません。一つの KAM の「内容及び理由」(又は「監査人の対応」)を一つのテキストブロックでタグ付けできないようなHTMLのレイアウトは可能な限り避けてください。

<KAM の「開示への参照」のタグ付け>

注記事項への参照が記載されている場合は、当該参照を「開示への参照」要素でタグ付けしてください。

一つの KAM について注記事項への参照が複数記載されている場合、「開示への参照」要素、「開示への参照 2」要素等を用いてそれぞれタグ付けしてください。ただし、連続して記載される複数の参照情報はまとめて一つの要素でタグ付けしてください。一つの KAM について同一の参照情報が複数回記載されている場合は、初出のみのタグ付けで差支えありません。

< KAM の「連結と同一内容である旨」のタグ付け>

個別財務諸表の監査報告書において、「内容及び理由」及び「監査上の対応」の記載がなく、「見出し」、「開示への参照」及び「連結と同一内容である旨」(「開示への参照」は記載がない場合あり)のみの記載がある場合に、「連結と同一内容である旨」のタグ付けをしてください。一つの KAM で「連結と同一内容である旨」の記載があっても、「内容及び理由」又は「監査上の対応」の記載がある場合には、「連結と同一内容である旨」のタグ付けをしません。

<その他の記載内容の「未修正の重要な誤り」のタグ付け>

その他の記載内容に未修正の重要な誤りの記載がある場合に、当該記載内容に「未修正の重要な誤り」のタグ付けをしてください。未修正の重要な誤りの記載がない場合は、監査範囲の制約があり、関連するその他の記載内容の数値又は数値以外の項目が、重要な誤りとなるかどうかを判断できない場合も含めて、「未修正の重要な誤り」のタグ付けをしません。

2-5-2-20 新設会社の有価証券届出書

組織再編成により上場する新設会社のための有価証券届出書に参考情報として記載される組織再編成対象会社(例えば、新設会社の子会社となる予定の会社)の情報は、詳細タグ付け不要です。詳細タグ付け対象目次に記載される新設会社の情報は、予定に基づく記載であっても詳細タグ付けをしてください。

例えば、第4【提出会社の状況】1【株式等の状況】(1)【株式の総数等】②【発行済株式】の記載内容が、組織再編成対象会社の情報に基づく新設会社の予定情報である場合も詳細タグ付けをしてください。【役員の状況】に記載される就任予定の役員の情報は、役員の状況に係るタクソノミ要素(拡張リンクロール「230000a~e 役員の状況」配下のタクソノミ要素及び「社外取締役(及び社外監査役)[テキストブロック]」要素)を用いて詳細タグ付けしてください。予定に基づく情報タグ付けする場合のコンテキスト ID は、予定日コンテキスト(FutureDateInstant)としてください。

2-5-3 日本基準財務諸表

2-5-3-1 財務諸表本表

財務諸表本表は、詳細タグ付けします。 連結個別及び純資産科目は、ディメンションで定義します。

2-5-3-2 計算リンク

計算リンクの対象は財務諸表本表に限定し、その他の計算関係については、 計算リンクの対象外とします。

2-5-3-3 財務諸表注記事項

勘定科目については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に区別はありません。財務諸表本表タクソノミの要素は、財務諸表注記事項のタグ付けにおいても利用可能です。

注記事項については、次の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な会計方針」から「セグメント情報等」までを参照してください。

2-5-3-4 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及び重要な 会計方針

EDINET タクソノミのテキストブロックの粒度でタグ付けし、更に次の(1)から(4)までの項目に該当事項がある場合は、個々の数値をタグ付けします。

(1)連結子会社の数

F 14-7 = 1-1-1

- (2) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数
- (3) 持分法を適用した非連結子会社の数
- (4) 持分法を適用した関連会社の数

図表 2-5-4 個々の会社数にタグ付けする例

		要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。 該状況を解消すべく、
- į	しかしながら	ᇈᇞᄽᇫᆇᄝᇋᄜᅩᅩᅎᆇᆇᅩᄀᅓᅁᄺᄰᄝᅺᅩᅩᅩ
- 1	15.5	め、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。 して作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財 ¹
3	、	して下級してのり、他例正本の前旋に関する主要な行権大任の影音を延相別
- 10	(連結財務諸表作成のための基本となる重	要な事項)
- i	1. 連結の範囲に関する事項	<u> </u>
- 1	(1)連結子会社の数 27社	
- 1	主要な連結子会社の名称	
- 1	〇〇機器㈱	i l
- 1		
i i	(2)主要な非連結子会社の名称等	·
- 1	主要な非連結子会社	1
- i	タイ〇〇社	i i
- 1	(連結の範囲から除いた理由)	i !
- 1	(ACTUAL FORM)	であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰 ゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚
1	Ⅰ 余金(持分に見合う額)等は、いず	れも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。
- 1		
- i	2. 持分法の適用に関する事項	<u>.</u>
- 1	(1)持分法適用の関連会社数 17社	
- 1	主要な会社名	i i
		The state of the s
1	〇〇〇(株)	

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合(最近連結会計年度に係る連結財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

____ 詳細タグ

2-5-3-5 貸借対照表関係

注記事項の項番ごと(※)にそれぞれテキストブロックでタグ付けし、更に次の(1)から(6)までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。

- (1)棚卸資産の内訳の注記
- (2) 受取手形、売掛金及び(又は)契約資産の金額の注記
- (3) 資産の金額から直接控除している引当金の注記
- (4) 有形固定資産の減価償却累計額の注記
- (5) 契約負債の金額の注記
- (6) 受取手形割引高及び(又は)受取手形裏書譲渡高
- ※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

貸借対照表関係(連結、中間及び四半期を含む。)で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「貸借対照表関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を使用する場合は、貸借対照表関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。

貸借対照表関係(連結、中間及び四半期を含む。)の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

上記の(1)から(6)までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合(最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-5-5 個々の金額にタグ付けする例

(連結貸借対照表関係) ※1 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。		棚卸資産の注記は 個々の金額にタグ付け	<u> </u>
	前連結会計年度 (令和2年3月31		
商品及び製品			7,531百万円
□ 仕掛品 □ 原材料 5.78時間	3,	:::::::: ;::	2, 909
原材料及び貯蔵品計	16,	792	2, 994 3, 434
1			

_____ テキストブロック 詳細タグ

図表 2-5-6 個々の金額にタグ付けしない例

※4 担保資産及び担	保付債務	
担保に供してい	る資産は、次のとおりです 個々の金	額には
	前連結会計年度 タグ付けし	
建物及び構築物	8,888 百万円	8,888 百万円
機械装置及び運搬具	8,888	8,888
土地	8,888	8,888
計	8,888	8,888

_____ ____ テキストブロック

2-5-3-6 損益計算書関係

注記事項の項番ごと(※)にそれぞれテキストブロックでタグ付けをし、更に次の(1)から(4)までの注記事項については、個々の金額をタグ付けします。これら以外の注記事項は、個々の金額のタグ付けはしません。

- (1) 顧客との契約から生じる収益の金額の注記
- (2)棚卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記
- (3) 主要な販売費及び一般管理費
- (4) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費
- ※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

損益計算書関係(連結、中間及び四半期を含む。)で使用できる要素は、EDINET タクソノミの表示リンク拡張リンクロール「損益計算書関係のその他の要素」にも定義されています。提出者別タクソノミにおいて当該要素を用いる場合は、損益計算書関係の表示リンク及び定義リンクの両方に設定する必要があります。 損益計算書関係(連結、中間及び四半期を含む。)の詳細タグ付けの対象となる金額で、財務諸表本表タクソノミの要素が利用可能な場合は、財務諸表本表タクソノミを用います。

(1)から(4)までを除く他の注記事項には、個々の金額のタグ付けはしません。

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合(最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

図表 2-5-7 個々の金額にタグ付けする例

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費の (自	うち主要な費 前連結会計 ⁴ 平成 22 年 4	及び一般管理 額にタグ付け 1 日
至至	平成23年3月31日) 至	平成24年3月31日)
給料及び手当	35,932 百万円	40,208 百万円
減価償却費	18,358	17,399
代理店手数料	9,283	10,561
		トブロック 詳細タグ

図表 2-5-8 個々の金額にタグ付けしない例

※4 固定資産除却損の内容	は次のとおりである個々	 の金額には)
i I	前連結会計年度 タグ	付けしない	会計年度
•			3年4月1日
·	E 平成23年3月31日)	至 平成2	4年3月31日)
機械装置及び運搬具	8,888 百万円		8,888 百万円
工具器具備品	8,888		8,888
計	8,888		8,888

____ ____ テキストブロック

2-5-3-7 包括利益計算書関係、株主資本等変動計算書関係及びキャッシュ・フロー計算書関係

注記事項の項番ごと(※)にそれぞれテキストブロックでタグ付けします。 ※ EDINET タクソノミの一つのテキストブロックが複数の項番にまたがる場合、EDINET タクソノミの複数のテキストブロックが一つの項番の中に記載される場合等のタグ付け上の技術的な理由がある場合は必ずしも項番ごとでなくても構いません。

注記事項の項番ごとのテキストブロックは、原則として当会計期間及び比較対象会計期間の両方の記載を当会計期間のコンテキスト ID でタグ付けします。可能な場合には、当会計期間と比較対象会計期間のそれぞれの記載をそれぞれのコンテキスト ID でタグ付けすることも可能です。

図表 2-5-9 財務諸表等の条文単位でタグ付けする例

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額 8,888百万円

組替調整額

8,888 8,888百万円

繰延ヘッジ損益:

当期発生額 8,888

組替調整額 8,888 8,888

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	税効果調整前	税効果額	税効果調整後
その他有価証券評価差額金	8,888百万円	8,888百万円	8,888百万円
繰延ヘッジ損益	8,888	8,888	8,888
土地再評価差額金	8,888	8,888	8,888
為替換算調整勘定	8,888	8,888	8,888
その他の包括利益合計	8,888	8,888	8,888

テキストブロック

詳細タグ付けしないケース

ただし、有価証券届出書において最近2事業年度に係る財務諸表を記載する場合(最近事業年度に係る財務諸表を比較情報を含めて記載する場合と異なる。)は、様式ツリーの目次項目レベルの包括タグによるタグ付けまでとし、それ以上の詳細なタグ付けはしません。

2-5-3-8 セグメント情報等

詳細タグ付けします。

ただし、関連情報、差異調整に関する事項及び調整額に係る脚注については、 それぞれテキストブロックでタグ付けし、表中又は文中の個々の金額は詳細タ グ付けしません。

セグメント情報の注記に含めて収益の分解情報を示している場合、収益認識 に関する会計基準に基づき追加的に記載している部分の詳細タグ付けは任意で す。

「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」は、財務諸表本表中の調整対象の勘定科目と同一の要素を必ず用います。このとき、表示科目とラベルとが不一致となることを認めます。

例えば、セグメント利益は「営業利益又は営業損失(\triangle)」、「経常利益又は経常損失(\triangle)」、「税引前当期純利益又は税引前当期純損失(\triangle)」又は「当期純利益又は当期純損失(\triangle)」を用います。また、セグメント資産は「資産」を、セグメント負債は「負債」をそれぞれ用います。

財務諸表本表の要素を「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、 負債その他の項目の金額に関する情報の表示項目」として注記事項で適宜利用 できます。例えば、銀行業における「資金運用収益」又は「資金調達費用」を セグメント情報として開示する場合は、財務諸表本表の要素を利用します。

セグメントメンバーは開示書類等提出者ごとに追加します。セグメントメン バーを追加する場合は、原則として次のように指定します。

- ・標準ラベルは、表示上のセグメント名称と一致させる。
- ・冗長ラベルは、標準ラベルに「、報告セグメント [メンバー]」(英語では「, Reportable segment [member]」)」を付加する。
- ・要素名は、英語冗長ラベルをLC3変換する。

図表 2-5-10 セグメントメンバーを追加する場合

要素名

CommunicationsEquipmentReportableSegmentMember

標準ラベル(日本語)

通信機器

冗長ラベル(日本語)

通信機器、報告セグメント [メンバー]

冗長ラベル(英語)

Communications equipment

冗長ラベル(英語)

Communications equipment, Reportable segment [member]

図表 2-5-11 セグメント情報等でタグ付けする例

(セグメント情報等) 【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

|報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、.....

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

(畄位・石万田)

					(半1)	(1:日7円)
セグメント情報は詳細タグ付け					その他 (注)	合計
売上高						
外部顧客への売上高	109, 851	152, 607	40, 358	302, 816	14, 118	316, 934
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2, 161	_		2, 161	_	2, 161
計	112, 012	152, 607	40, 358	304, 977	14, 118	319, 095
セグメント利益	5, 684	11, 243	878	17, 805	967	18, 772
セグメント資産	129, 708	106, 522	71, 915	308, 145	14, 412	322, 557
セグメント負債	70, 500	97, 842	20, 500	188, 842	_	188, 842
その他の項目						
減価償却費	7, 492	5, 798	3, 348	16, 638	500	17, 138
持分法適用会社への投資額	2, 400	2, 141		4, 541	—	4, 541
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	11, 752	7, 497	4,434	23, 683		23, 683

(注) その他には、当社が行っている電子機器レンタル事業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	8,888	8, 888
「その他」の区分の売上高	8, 888	8, 888
セグメント間取引消去	8, 888	8,888
連結財務諸表の売上高	8,888	8,888

【関連情報】

ī Т Т

>

ī

前連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

1.1

	通信機器	計測機器	産業機械	その他	合計
外部顧客への売上高	8, 888	8, 888	8, 888	8, 888	8,888

詳細タグ

| 2-5-4 IFRS 財務諸表

有価証券報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による連結財務諸表又は財務諸表については、財務諸表本表及び本章に記載する注記事項(類似の表現で記載する場合を含む。)が詳細タグ付けの対象です。四半期報告書又は半期報告書の【経理の状況】に記載する国際会計基準による要約四半期連結財務諸表、要約中間連結財務諸表、要約四半期財務諸表又は要約中間財務諸表については、財務諸表本表及びセグメント情報(類似の表現で記載する場合を含む。)が詳細タグ付けの対象です。

ただし、該当がない、重要性がない等の理由で本章に記載する注記事項の記載がない場合は、詳細タグ付けの対象になりません。本章において詳細タグ付け対象として記載されているということが、それらの注記事項の開示を要求又は推奨するということを意味しません。

2-5-4-1 拡張リンクロール

提出者別タクソノミにおいて注記事項の詳細ツリーに用いる拡張リンクロールは、注記事項の項番ごとに一つとし、『提出者別タクソノミ作成ガイドライン添付 3 拡張リンクロール一覧』に定義されている拡張リンクロール(ただし、提出者用として選択可能のものに限る。)の中から選択してください。注記事項の表題と拡張リンクロールのdefinition中の注記事項名称が一致するものがない場合は、意味的に最も近いものを選択してください(例えば、連結財務諸表注記事項として「財務費用の内訳」を開示している場合は、「657210 金融費用の内訳(IFRS)連結財務諸表」拡張リンクロールを選択してください。)。

2-5-4-2 勘定科目要素の選択

勘定科目要素については、財務諸表本表で用いるものと財務諸表注記事項で用いるものとの間に厳密な区別はありません。EDINET タクソノミにおいては、勘定科目要素は特定の拡張リンクロールに配置されますが、国際会計基準タクソノミの要素を提出者別タクソノミにおいて利用する際の勘定科目要素と拡張リンクロールの帰属関係も必ずしも固定的なものではありません。

勘定科目要素の選択に当たっては次の点に注意してください。

<財政状態計算書(BS)の勘定科目>

BS 科目のうち、冗長ラベル中に流動・非流動の区分を有するものは、流動性配列の BS (流動・非流動の区分がない。) のタグ付けに利用することはできません (例えば、「デリバティブ資産、流動資産 (IFRS)」又は「デリバティブ資産、非流動資産 (IFRS)」は、流動・非流動区分の BS では利用可能ですが、流動性配列の BS では利用できません。)。

BS 科目のうち、冗長ラベル中の親科目が「資産」又は「負債」であるものは、流動・非流動区分の財政状態計算書のタグ付けに用いることはできません(例えば、「デリバティブ資産、資産(IFRS)」は、流動性配列の BS では利用可能ですが、流動・非流動区分の BS では利用できません。)。

なお、流動・非流動のいずれか一方に必ず属する BS 科目は、冗長ラベル中に区分を表す親科目を付けずに設定されており、流動・非流動区分の BS 及び流動性配列の BS のいずれでも利用可能です(例えば、「繰延税金資産 (IFRS)」は、常に非流動区分なので、冗長ラベル中に親科目が含まれず、いずれの BS でも利用可能です。)。

< 損益計算書 (PL) (主に注記事項)の勘定科目> 国際会計基準タクソノミの PL 科目 (注記事項中の科目を含む。以下同じ。)

の設定においては、売上原価、販売費、一般管理費の三つを基本的な機能区分としています(以下、これら三つを「基本的機能区分」といい、これら三つ及びその組合せ(例えば、「販売費及び一般管理費」)の総称を単に「機能区分」という。)。

複数の基本的機能区分に属する可能性のある PL 科目は、機能区分別に設定されています。機能区分は、冗長ラベル中の親科目で表されます。機能区分別に設定されている PL 科目は、異なる機能区分の PL 科目のタグ付けに用いることはできません(例えば、「従業員給付費用、販売費 (IFRS)」は販売費中の従業員給付費用を表すので、「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」中の「従業員給付費用」のタグ付けには利用できません。)。

機能区分の同一性の判定においては、必ずしも名称が完全一致する必要はありません。「営業費用」は、営業に属する全機能の費用ですが、EDINET のタグ付けにおいては、「売上原価、販売費及び一般管理費」は、「営業費用」と同一の機能区分とみなします。また、「費用の性質別内訳」が営業費用を含む機能別費用合計の内訳である場合は、「費用の性質別内訳」も「営業費用」と同一の機能区分とみなします(例えば、「従業員給付費用、営業費用(IFRS)」は、「営業費用」中の「従業員給付費用」だけでなく、「売上原価、販売費及び一般管理費」又は「費用の性質別内訳」中の「従業員給付費用」のタグ付けにも利用可能です。

EDINET タクソノミでは、可能性のある全ての機能区分ごとに PL 科目を設定しているわけではありません(利用実績に基づき今後追加設定される可能性はあります。)。複数の基本的機能区分に属する可能性のある PL 科目が、利用したい機能区分で設定されていない場合は、提出者別タクソノミにて要素を追加してください(例えば、「退職給付費用、販売費 (IFRS)」という要素は EDINET タクソノミに設定されていないため、販売費中の退職給付費用をタグ付けするためには、「退職給付費用、販売費 (IFRS)」を冗長ラベルとする要素を追加する必要があります。)。

 基本的機能区分
 売上原価
 販売費
 一般管理費

 機能区分別のPL 科目設定
 「従業員給付費用、売上原価(IFRS)」
 「従業員給付費用、販売費及び一般管理費(IFRS)」

 「従業員給付費用、販売費及び一般管理費(IFRS)」
 「従業員給付費用、販売費(IFRS)」

図表 2-5-12 機能区分別に設定される PL 科目の例

一つの基本的機能区分にしか属さない PL 科目及び機能区分別に認識されない PL 科目は、機能区分なしに設定されています (例えば、「広告宣伝費 (IFRS)」は販売費という基本的機能区分にしか属さないと考えられるので、機能区分なしに設定されており、「販売費の内訳」、「販売費及び一般管理費の内訳」、「営業費用の内訳」等、販売費を包含する機能区分のいずれにおいても利用可能です。「固定資産売却損 (IFRS)」は、機能区分別に認識されない PL 科目と考えられるので、機能区分なしに設定されています。)。

なお、国際会計基準タクソノミの PL 科目には、段階損益(日本基準における営業損益、営業外損益、特別損益の区分に相当するもの。)による区分はありません(ただし、同一の科目名称が、異なる親科目の配下で複数回出現する場合は、親科目の違いごとに要素定義が必要です。)。

2-5-4-3 財務諸表本表

財政状態計算書の科目一覧ツリーでは、「流動・非流動」と「流動性配列」と で異なる拡張リンクロールが用意されています。また、包括利益計算書(1 計算書方式)については、損益計算書と異なる拡張リンクロールが用意されています。

国際会計基準タクソノミでは業種別のタクソノミやパターン別リンクベースファイルは用意されていません。

2-5-4-4 計算リンク

計算リンクの対象は次の二つに限定し、その他の計算関係については、計算 リンクの対象外とします。

- ① 財務諸表本表の各表(脚注を除く。ただし、次の②に該当する場合は、 計算リンクの対象。)
- ② セグメント損益と税引前当期利益との調整(セグメント情報以外の場所 に記載されている場合を含む。)

2-5-4-5 セグメント情報

セグメント損益は、セグメント表上の調整後合計が損益計算書上の段階損益 と同一である場合は、当該段階損益と同一の要素を使用します。そうでない場合は、「セグメント利益(△損失)(IFRS)」要素を用います。

企業全体の開示については、製品及びサービスに関する情報、地域に関する情報及び主要な顧客に関する情報をそれぞれテキストブロックでタグ付けします。

セグメント情報の注記に含めて収益の分解情報を示している場合、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に基づき追加的に記載している部分の詳細タグ付けは任意です。

2-5-4-6 棚卸資産

前期及び当期の期末残高(資産の内訳及び合計)が詳細タグ付け対象です。 また、該当ある場合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。

2-5-4-7 有形固定資産

前期及び当期の期末残高(取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額並びに帳簿価額)(資産の内訳及び合計)が詳細タグ付け対象です。また、該当ある場合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タグ付けしません。

減価償却累計額及び減損損失累計額は、記載上の正負にかかわらず、負値で タグ付けしてください(タクソノミ要素の balance 属性は debit に設定されてい ます。)。

2-5-4-8 のれん及び無形資産

前期及び当期の期末残高(取得原価、償却累計額及び減損損失累計額並びに 帳簿価額)(資産の内訳及び合計)が詳細タグ付け対象です。また、該当ある場 合、移行日残高も詳細タグ付け対象です。期中の増減内容については、詳細タ グ付けしません。

償却累計額及び減損損失累計額は、記載上の正負にかかわらず、負値でタグ付けしてください(タクソノミ要素のbalance 属性はdebitに設定されています。)。 無形資産の注記事項として記載する場合には、「無形資産の内訳」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベース を作成します。

のれんを無形資産とは別の注記項番としている場合、のれんに関する情報は、「のれんの内訳」用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成します。

2-5-4-9 営業費用の内訳

「営業費用の内訳」、「売上原価、販売費及び一般管理費の内訳」等、営業費用合計の内訳を開示する場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

- ・650000 営業費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- ・650001 営業費用の内訳 (IFRS) その他の要素

2-5-4-10 費用の性質別内訳

営業費用を含む費用合計の内訳として費用の性質別内訳を開示する場合は、 主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

- ・650000 営業費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- ・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- ・657000 金融収益及び金融費用の内訳 (IFRS) 科目一覧

2-5-4-11 売上原価の内訳

売上原価の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652100 売上原価の内訳 (IFRS) 科目一覧

2-5-4-12 販売費及び一般管理費の内訳

販売費及び一般管理費の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652000 販売費及び一般管理費の内訳 (IFRS) 科目一覧

販売費の内訳と一般管理費の内訳を分けて開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

・652001 販売費及び一般管理費の内訳 (IFRS) その他の要素

販売費と一般管理費を別の注記項番としている場合には、販売費の内訳、一般管理費の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。

2-5-4-13 その他の収益及びその他の費用

その他の収益及びその他の費用又はその他の営業収益及びその他の営業費用の内訳を開示している場合には、主として次の拡張リンクロールが利用可能です。

- ・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- 655001 その他の収益及びその他の費用の内訳 (IFRS) その他の要素

その他の収益とその他の費用を別の注記項番としている場合には、その他の収益の内訳、その他の費用の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。その他の営業収益とその他の営業費用を別の注記項番としている場合も同様です。

2-5-4-14 金融収益及び金融費用

金融収益及び金融費用の内訳を開示している場合は、主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

- ・657000 金融収益及び金融費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- ・657001 金融収益及び金融費用の内訳 (IFRS) その他の要素

金融収益と金融費用を別の注記項番としている場合には、金融収益の内訳、金融費用の内訳、それぞれ用の拡張リンクロール、ルート要素、表要素及び表示項目要素を用いて表示リンクベースを作成してください。

2-5-4-15 個別開示項目、その他の営業外損益

個別開示項目の内訳又はその他の営業外損益の内訳を開示している場合には、 主として次の拡張リンクロールの要素が利用可能です。

- ・655000 その他の収益及びその他の費用の内訳 (IFRS) 科目一覧
- ・655001 その他の収益及びその他の費用の内訳(IFRS) その他の要素
- ・657000 金融収益及び金融費用の内訳 (IFRS) 科目一覧

2-5-4-16 IFRS 適用初年度の第1四半期報告書の提出

IFRS 適用初年度の第1四半期報告書において、IFRS による前期の連結財務 諸表を併せて提示する場合、EDINET タクソノミの「国際会計基準による前連 結会計年度に係る連結財務諸表 [テキストブロック]」を用いて包括タグ付けします。詳細タグ付けはしません。

2-5-5 特定有価証券開示府令

【ファンドの経理状況】における個別財務諸表は、ディメンションで定義します。

【投資法人の経理状況】における個別財務諸表及び株主資本等変動計算書は、 ディメンションで定義します。

2-5-6 大量保有府令

EDINET タクソノミの要素の粒度で詳細タグ付けします。 ただし、次の目次はテキストブロックでタグ付けします。

- ・【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】
- ・【借入金の内訳】
- ・【借入先の名称等】

2-5-7 他社株買付府令

目次のうち【買付け等を行った後における株券等所有割合】は詳細タグ付け します。これ以外の目次は、様式ツリーの包括タグでタグ付けします。

| 2-5-8 詳細タグ付けに係る注意事項

2-5-8-1 金額の記載方法

詳細タグ付けの対象となる金額は、「〇億〇千万円」等、金額単位が複数回現れる記載方法では XBRL のタグ付けができません。「〇,〇〇〇百万円」、「〇,〇〇千円」等、金額単位が一回のみ現れる記載方法にしてください。

2-5-8-2 目次のみ記載される場合

目次のみ記載され、内容が記載されていない箇所は、タグ付けの必要はありません。

例えば、公開買付届出書において、公開買付者が継続開示会社であるために 【公開買付者の状況】中で目次のみ記載している箇所は、タグ付け不要です。

2-5-8-3 目次要素を追加した場合

開示書類等提出者自身で目次要素を追加した場合、当該目次要素に対応する 包括タグも様式ツリーへの追加が必要です。詳細タグ付けはしません。

2-5-8-4 タグ付けを要しない記載事項

タグ付けを要しない場合と箇所は、次のとおりです。

● 府令様式による定型句

府令様式に定められている定型句は、開示書類等提出者による開示情報ではないため、タグ付け範囲に含める必要はありません。

例えば、開示府令第十一号様式の【募集要項】の冒頭には、「以下に記載する もの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂 正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。」という定型句が記載 されます。当該定型句のタグ付けは不要です。

● 該当事項がなく目次のみ記載する場合

該当事項がないため、目次のみを記載し、該当事項がない旨を記載しない場合は、当該目次のタグ付けは不要です。

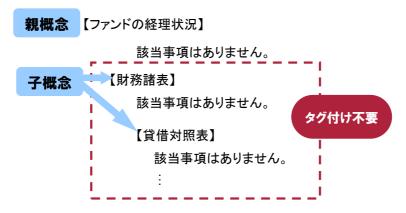
図表 2-5-13 該当事項がなく目次のみ記載する場合の例



⇒ 親概念で該当事項がない旨を記載する場合

親概念となる目次に対して、該当事項がない旨を記載する場合は、当該目次の子概念となる目次に対するタグ付けは任意です。

図表 2-5-14 親概念で該当事項がない旨を記載する場合の例



2-5-8-5 ファンドの委託会社の中間財務諸表本表

【ファンドの委託会社の経理状況】に、通期の財務諸表に加え中間財務諸表を記載する場合は、中間財務諸表本表及び注記事項の全てを「注記事項、委託会社等の経理状況[テキストブロック]」に含めてタグ付けします。



EDINET タクソノミの概要説明